

特許庁委託事業

中国の知的財産権侵害 判例・事例集

2004年3月

JETRO

はじめに

我が国とアジア太平洋地域との経済的相互依存関係の深まりの中で、今後とも我が国企業の同地域への進出、事業展開のより一層の拡大が見込まれるところ、我が国企業が今後地域社会において事業を展開していく前提として、商標権・意匠権・特許権等の知的財産権が国内のみならず投資先においても適切に保護されることが不可欠となっています。

開発途上国における知的財産権制度は WTO・TRIPS 協定の成立、APEC の進展などを受けて近年急速に整備されてきたものの、いまだに不備な部分が残されており、また制度が存在していても運用面、特にエンフォースメントが適切になされていないため、一般的に投資先としての知的財産権保護とそれにより生じる収益の回収が十分になされていない状況がみられます。

特に、アジア太平洋地域においては、商標・意匠を中心にして、我が国企業の製品に対する模倣が相当程度増加しつつあり、我が国企業の真正商品のマーケットシェアおよび企業のイメージに悪影響を及ぼしています。

このような状況下、ジェトロでは、平成 9 年度より特許庁から委託を受け、「各国産業財産権情報収集等事業」を実施しております。平成 15 年度は、中国、韓国、タイ、ベトナムなどにおいて、知的財産保護に関する情報収集・提供、セミナー開催、個別相談などを実施いたしました。

ここに本事業において収集した情報を基に、「中国の知的財産権侵害 判例・事例集」を作成しましたのでお届けします。また、日本貿易振興機構ホームページ (<http://www.jetro.go.jp>) においても同情報をご覧頂くことが可能です。本事業および本書が皆様のお役に立てば幸いです。

2004 年 3 月

日本貿易振興機構 経済分析部

目次

はじめに

【専利権】

1. 王秀岩、王栄麗の特許と北京森陌科工貿有限責任会社の接着剤製品に係る特許侵害事件 1
2. 「ダブル回転式破碎機」の改良発明に係わる権利帰属の認定 8
3. 中国協和医科大学「脂肪吸引器」実用新案権の権利帰属紛争事件 12
4. 乳母車用車輪の意匠権侵害事件 16
5. 歩歩高 VCD プレーヤー意匠登録に対するソニー・コンピュータエンタテインメントの無効宣告請求に関する取消請求事件 22

【商標権】

6. ヤマハ発動機商標権侵害紛争事件（1） 29
7. ミネラル・ウォーター商標「武功」事件 39
8. 「蘇中」商標をめぐる紛争 43
9. 商標権侵害紛争事件 47
10. 北京味全の「味全」商標をめぐる商標権侵害事件 51
11. 「李福寿」商標権をめぐる紛争 55
12. 著名商標“報喜鳥”の商標権侵害事件 58
13. 商標権侵害及び反不正競争法違反事件 63
14. 著名商標“立邦”の商標権侵害・不正競争事件 71

【著作権】

15. 北京大学教授の陳興良氏と「中国デジタル図書館」ウェブサイトとの著作権侵害
訴訟・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・77
16. 可高公司によるインターレゴ AG 社の玩具製品にかかる著作権侵害事件・・・・・・・・81
17. 書道作品をめぐる紛争・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・90
18. インターネット上の著作権侵害事件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・94

【不正競争・営業秘密】

19. 臨沂市工業品会社の営業秘密侵害をめぐる紛争・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・99
20. 営業秘密侵害訴訟における立証責任の負担について・・・・・・・・・・・・・・・・105

【その他】

21. 撮影者によるネガ返還請求事件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・109

索引

【事例】 発明特許侵害紛争事件

1. 事件の性質

特許侵害行為に対する損害賠償請求

2. 事件名、争点

事件名：王秀岩、王栄麗の特許と北京森陌科工貿有限責任会社の接着剤製品に係る特許侵害事件

争点：特許権の権利範囲

3. 書誌的事項

第一審：北京市第一中級人民法院

原告：北京富達裝飾材料廠顧問の王秀岩、同従業員の水栄麗

被告：北京森陌科工貿有限責任公司（以下「森陌公司」という）

関連条文：「中華人民共和国専利法」第 11 条

出典：中国法院網

www.chinacourt.org

4. 事件概要

(1) 事実概要

原告王秀岩と水栄麗は、1992年9月29日、共同で中国専利局（特許庁）に「一種の建築裝飾用接着剤」の特許出願を行い、1993年2月9日に実質審査の請求を行った。専利局は原告に対し「第一次審査意見通知書」を発行し、出願申請の第1クレーム（権利要求）が創造性（中国特許法では、進歩性に相当する要件として創造性が必要とされる）の要件を満たさないとする認定を行った。これを受けて、原告は1995年4月1日に「意見陳述書」を提出し、クレーム及び説明書（明細書）に修正を行い、「当該発明に使用される原料は普遍的な材料であるが、発明の目的、技術方法及び効果においては先行技術と明らかな区別がある」と主張し、先行技術の改質剤にはジブチルが使用され、填料には石灰石を用いているが、本発明では総合的な性能を高めるため、改質剤としてミクロ結合による繊維状のケイ灰石を使用していることを強調した。さらに、クレーム中の填料に「タルカムパウダー」を付け加えたが、1997年5月30日、専利局

の審査官は原告との電話討議の中で、先行技術と区別するためだけにタルカムパウダーを加えたのでは創造性が認められないため、第1クレームから削除すべきであると進言した。原告は審査官の意見に同意し、同年6月4日、説明書及びクレームの再度の修正を行った。

1997年10月18日、特許権ZL921109644号が王秀岩、王栄麗に付与された。その特許発明の内容は以下の通りである。「一種の建築装飾接着剤で、その特徴は接着剤に含まれる混合物の合成にあり、その比率はポリスチレン12～40%、有機溶剤15～30%、添加剤2～10%、填料40～70%及び香料0.2～2%である。有機溶剤は、キシレン、トルエン、酢酸エチル、ブタノンまたは非ベンゼン系のニトロラッカー希釈剤からなる。添加剤は、クマロンとインデン樹脂である。填料はケイ灰石パウダー、香料は天然香料及び合成香料である。ポリスチレンまたは廃ポリスチレンには、工業廃棄物、破損製品、廃棄包装用発泡スチロール等を用いる。」

後日原告は、市場にて販売されていた森陌会社の製品「新一代903型防水建築用接着剤」を発見し、その説明書の記載内容から当該製品が原告の特許権を侵害すると判断し、被告に生産を停止するよう再三の交渉を行った。被告が要求を拒否したため、原告は1999年7月21日、北京市第一中級人民法院にて森陌会社に対し特許侵害訴訟を提起した。

(2) 原告の訴え： 王秀岩、王栄麗

北京化学試剤研究所に被告製品の鑑定を委託したところ、被告製品の配合の比率が原告のそれと均等であり、原告特許の権利範囲に含まれるという鑑定結果が得られた。そこで、当該結果に基づき、1) 被告製品の生産を直ちに停止するとともに、すべての侵害製品を破棄する、2) 原告の損害12万元を賠償する、3) 鑑定費用1200元を負担する、4) 原告の訴訟費用と弁護士費用を負担する、との4点を要求する。

(3) 被告の答弁： 森陌公司

被告製品は、原告のクレームにある必須構成要件をすべて満たすものではない。被告製品と原告特許のクレームとを比較すると、ポリスチレンの配合比率のみが同一であるほかは、他の技術的特徴はまったく同一性を有さず、均等を構成するものでもない。従って、原告の請求は棄却されるべきである。

(4) 鑑定結果

1999年11月9日、案件を受理した北京市第一中級人民法院は、国家標準物質研究センターに被告製品の鑑定を委託した。鑑定委託事項は、当該製品中にポリスチレン、有機溶剤（キシレン、トルエン、酢酸エチル、ブタノン、非ベンゼン系ニトロラッカー希釈剤）、添加剤（クマロン、インデン樹脂またはフタル酸ジブチル）、填料（ケイ灰石パウダー）、香料並びにその他の成分が

含まれるか否か、また含まれる場合はその総重量に対する配合比率についてである。

2000年1月31日、国家標準物質研究センターは標測字第2000052007号の「鑑定報告書」として、被告製品につき次のような鑑定結果を提出した。「1」ポリスチレンの配合比率は $26 \pm 2\%$ 、2」填料には CaMg (CO₃)₂ がその90%を占める比率で使用され、填料の配合比率は $54 \pm 3\%$ 、3」溶剤にはキシレン、トルエン及びその他の成分 (C₅H₈) の混合物が使用され、配合比率は $15 \pm 3\%$ 、4」香料は含まれていない。」

原告は同鑑定結果に対し、被告の製品には香料が含まれていないが、香料は原告の特許クレームにおける必須の構成要件ではなく、香料が含まれるか否かは製品の性能に影響するものでもないと主張した。また、炭酸カルシウム、炭酸マグネシウム、石英砂は、すべてケイ灰石の均等な代替物であるとした。一方被告は、香料は原告の特許出願の際にクレームに記載されているため、必須構成要件とみなすべきであると主張したほか、炭酸カルシウム、炭酸マグネシウム、石英砂はケイ灰石と均等を構成するものではないと抗弁した。

(5) 判決の要旨

北京市第一中級人民法院は、認定事実、中国專利局の「第一次審査意見通知書」、王秀岩による二通の「意見陳述書」、出願過程の電話討議の記録、特許番号 ZL921109644号の特許証書及びクレーム、説明書、被告製品の販売領収書、原告の「北京化学試剤研究所による分析報告書」、当法院による「鑑定委託書」、国家標準物質研究センターによる「鑑定報告書」、並びに当事者の法廷での陳述に基づき、以下の通り審理を行った。

まず、王秀岩、王栄麗は合法的に「一種の建築裝飾用接着剤」の特許権を有する。その保護範囲はクレームを基準とし、説明書及び付属図面はクレームの解釈の際に参照することができる。原告特許の独立クレームの記載に基づく、当該特許発明には5項目の必須構成要件が認められる。1) 産業廃棄物、破損製品、廃棄包装用発泡スチロール等からなるポリスチレンまたは廃棄ポリスチレンの配合比率12~40%、2) キシレン、トルエン、酢酸エチル、ブタノン、非ベンゼン系ニトロラッカー希釈剤からなる有機溶剤の配合比率15~30%、3) クマロン、インデン樹脂またはフタル酸ジブチルからなる添加剤の配合比率2~10%、4) ケイ灰石からなる填料の配合比率40~70%、5) 天然香料、合成香料からなる香料の配合比率0.2~2%。これらの原告特許の必須構成要件と、本院の委託を経て行われた国家標準物質研究センターの被告製品に対する鑑定の結果を審理し、被告製品が原告特許の保護範囲内に含まれるか否かにつき、本院は以下の認定を行う。

a) ポリスチレン： 「鑑定報告書」によると被告製品には $26 \pm 2\%$ のポリスチレンが含まれているとされ、これは原告特許のクレームと一致する。

b) 香料： クレームの過剰記載の問題となる。特許権の保護範囲はクレームを基準とし、クレームに記載される全ての要件が特許権の保護範囲を限定することとなるため、うち一つのクレ

一ムが削除されれば必然的に保護範囲の拡大がもたらされることとなる。原告は香料を添加したものを独立クレームとし、その上で権利を付与されている。すなわち、香料も必須構成要件の一つであり、香料を含まない技術は原告特許の保護範囲に含まれないと解されるべきである。「鑑定報告書」によると、被告の製品には香料は使用されていない。従って、必須構成要件を一つ欠いた製品にも侵害を認めるのは権利保護範囲の不当な拡大となるため、本院は原告の香料に関する主張を支持しない。

c) 有機溶剤： 「鑑定報告書」では、被告製品に使用される有機溶剤はキシレン、トルエン及びその他の成分（その化学式はC₅H₈）からなる混合物であるとしている。被告製品中の有機溶剤と原告クレームにおける有機溶剤を比較すると、被告製品の有機溶剤中の成分であるC₅H₈は、原告特許の有機溶剤には含まれていない。よって、被告製品の有機溶剤は原告特許の有機溶剤とは異なるものである。

d) 添加剤： 被告製品中に添加剤は使用されていない。

e) 填料： 原告は填料にケイ灰石を使用しているが、原告は当該特許の出願過程において、専利局から創造性を否認する通知を受けた後、先行技術に使用される石灰石と、原告の使用するケイ灰石の相違につき陳述を行い、その上で特許権を取得したものである。従って、原告はケイ灰石と石灰石が異なるという自己の陳述を訴訟において翻すことはできない。なお、石灰石の主要な成分は、被告製品にも使用される炭酸カルシウムと炭酸マグネシウムである。従って、原告は炭酸カルシウムと炭酸マグネシウムがケイ灰石と均等であると主張したが、これは原告の出願時の陳述とも矛盾するため、本院はこれを支持しない。

以上より、被告製品の技術的特徴は原告特許の必須構成要件を満たすものでなく、被告製品は原告の権利保護範囲に含まれないと判断する。法院は原告による侵害の主張を支持しない。被告の抗弁は合法的に成立する。よって、「中華人民共和国専利法」第11条の規定に基づき、以下の通り判決を下す。

- i. 原告王秀岩、王荣麗の請求を棄却する。
- ii. 本件の案件受理费3940元、鑑定費4000元は、原告王秀岩、王荣麗が負担する。
- iii. 本判決に不服のある場合、本判決書の送達後15日以内に本院に対して上诉状及びその副本を提出し、上诉状案件受理费3940元を納付し、北京市高级人民法院に訴えるものとする。上訴期限の満了後7日を過ぎても上訴案件受理费の納付がない場合は、上訴を自動的に棄却する。

5. 解説

(1) 北京市高級人民法院の司法解釈

中国国内における特許侵害訴訟の審理には、「中華人民共和国専利法」、同「実施細則」、2001年6月19日に発布された「最高人民法院特許紛争案件審理の法律適用問題に関する若干規定」、さらに各地方でそれぞれ発布されている「専利保護条例」や「特許管理保護規定」等が適用されるが、内容的には手続き上の規定や解釈にとどまるものが多く、実質的な審理の指針となり得る明文の原則や解釈は、まだ十分ではない。この点に関し、北京市では中央や他地方に先んじて特許侵害判断の司法基準を明文化するため、2001年9月29日に「北京市高級人民法院の特許侵害判断に関する若干の問題に関する意見（試行）」（以下、「特許侵害意見」という）を発布している。以下、本件の判決に対する分析を通じ、「特許侵害意見」の内容を紹介する。

(2) クレームの過剰記載の問題

本件は、発明についての特許を有する原告が、被告製品の特許侵害を訴えたもので、権利保護範囲の確定をめぐる判例である。特に、①原告の不必要なクレーム記載の問題、②原告の特許出願過程でのクレーム修正の効果が論点とされている。①の不必要なクレーム記載の問題とは、「特許侵害意見」第47条から第55条に定められる「多余指定原則（中文）」を指すもので、「特許の独立クレームの解釈及び権利保護範囲の確定において、特許独立クレーム中の明らかな『従属的技術特徴』を省略し、独立クレームの必須構成要件のみから権利保護範囲を確定し、侵害の疑いのある技術（製品または方法）が特許の保護範囲に含まれるか否かを判断する原則」とされている（第47条）。すなわち、特許権者が特許出願の際に、当該特許の実施経験の不足から、当該発明の技術的特徴の構成に不必要な特徴までクレームの構成要件として記載してしまい、かつ当該特徴がなくとも新規性と創造性の要件を充たす場合は、当該クレームが保護範囲を過剰に限定する結果となるため（第128条）、審理の際には当該クレームを従属クレームとみなし、保護範囲の拡張を認めるという原則である。なお、日本の裁判所では、均等に該当する場合を除き、このようなクレームのいわゆる「格下げ」は認められていない。

格下げを要求するクレームは、特許技術より当該技術特徴を省略しても、その新規性、創造性に影響しないものでなければならない（第49条）。従属クレームとみなすか否かについては、説明書、付属図面中の技術特徴に関する記載、及び出願や取消し、無効審査の過程で当局に対し行った陳述等より、総合的に判断される（第48条）。但し、過剰記載の主張は必ず特許権者より能動的に立証しなければならず（第52条）、また発明の要素の少ない実用新案には当該原則は適用されない（第53条）。当該原則の適用例として、原告が特許出願において独立クレームの構成要件の一つとした特徴（医療機器の呼出音の部分）が特許の実質的特徴を構成するのに不可欠な技術でないことから、法院がこれを従属クレームとみなし、原告の権利保護範囲の拡張

を認めたという、1996年3月北京市高級人民法院の「人体スペクトル結合効果治療装置の特許侵害事件」がある。

一方、本件の争点となった原告の特許は、接着剤のそれぞれの原料は普遍的な材料にすぎないが、その材料の組み合わせや配合の比率に対して新規性、創造性が認められ、特許権が付与されたものである。よって、香料の有無は接着剤の効果や目的に直接に影響するものでなくとも、当該技術の新規性、創造性の要件に影響する部分であると言える。従って、このクレームを従属クレームとみなした場合、実際の権利保護範囲が出願時のそれより不当に拡張されることになる。判決ではクレーム過剰記載の原則を適用しなかった点についての説明が十分でないが、先述のような理由により香料の添加を従属クレームとみなさず、香料を使用していない被告製品を侵害製品と認めなかった法院の判断は妥当だと思われる。

(3) 包袋禁反言の原則

包袋禁反言の原則はエストッペル原則とも呼ばれるもので、「特許侵害意見」では第43条から第46条に明文規定がある。これは、出願人が出願審査や無効審判の過程において、特許権を得るために、専利局の審査員の意見に従って保護範囲の限定や縮小に応じた場合、その放棄、修正、承諾を行った部分については、その後も特許権の保護範囲に含めてはならないという原則である（第43条）。特許侵害訴訟においては、この法理は人民法院により主動的には適用されず、被告が抗弁事由として適用すべきものである（第46条）。なお、包袋禁反言と均等原則が互いに衝突する際は、包袋禁反言を優先的に適用するよう規定がある（第44条）。

本件は包袋禁反言の原則適用の典型的な例である。本件の原告は、特許出願時に専利局の審査員に対し、填料に石灰石を使用する先行技術と区別するため、原告の技術には石灰石の代わりにケイ灰石を使用しているとし、石灰石とケイ灰石の相違につき陳述を行った。ところが本件において、原告は被告製品中の填料が原告特許のケイ灰石を代替し得るという、矛盾した主張を行っている。「特許侵害意見」第44条に基づき、均等の主張よりも禁反言の原則が優先的に適用されるため、当該主張は当然支持されるべきでない。

6. 企業へのメッセージ

北京市の「特許侵害意見」には、上述のクレーム過剰記載の原則や包袋禁反言を含む、特許紛争事件において適用すべき数々の原則・基準を規定している。ただ、これらの原則や基準が中央や他地方の明文規定・解釈により踏襲されるには、まだ一定の時間が必要であると思われる。しかしながら、北京市中級、高級の両人民法院が1993年8月より全国に先駆けて知的財産権裁判を実施した点、また北京市の各級法院が全国のおよそ10分の1に相当する特許関連訴訟を受理している点に鑑みても¹、当「特許侵害意見」は今後の全国の特許侵害訴訟に広く影響を与えて

¹ 「中国知識産権報」2002年4月11日

いくものであると言えよう。実際に、地方の各級人民法院がこれらの原則を適用している例も見られるようになった。日系企業にとっても、「特許侵害意見」に対する検討や北京市各級法院の適用判例の分析を経て、中国特許侵害訴訟の審理の傾向を探り、中国における効果的な特許戦略を展開することは、企業の知財リスクヘッジ面において重要な意義を有していると言える。

以上

【事例】

1. 事件の性質

職務発明をめぐる紛争

2. 事件名、争点

事件名：「ダブル回転式破砕機」の改良発明に係わる権利帰属の認定

争点：職務発明の定義及びその権利帰属

3. 書誌的事項

第一審：北京市第二中級人民法院

原告：京海鷹砟山工事設備会社（以下、「原告」という）

被告：王梓奇、徐正一及び孫成林等三人（以下、「被告」という）

第二審：北京市高級人民法院

控訴人：原告

被控訴人：被告

出典：北京市高級人民法院裁判文

4. 事件概要

(1) 事実概要：

王梓奇、徐正一は「ダブル回転式破砕機」実用新案権（権利番号：91232505.4）の権利者である。1993年12月23日に、王梓奇、徐正一と珠海僑星実業発展会社（以下は「珠海僑星会社」という）は「ダブル回転式破砕機」実用新案権の実施をめぐり、協議書（以下は「実施協議書」）を締結した。珠海僑星会社は実施協議書に従い、「ダブル回転式破砕機」を生産販売するために、1994年に京海鷹砟山工事設備会社（「原告」）を設立した。徐正一は1994年3月から、王梓奇は1994年12月から、孫成林は1996年4月から原告での勤務を開始した。王梓奇と徐正一の仕事内容は「ダブル回転式破砕機」の生産指導であり、孫成林の仕事内容はその販売担当であった。被告三人とも原告から月給の支払いを受けていたものの、原告との間で正式に書面の雇用契約を締結しなかった。

1999年、王梓奇と徐正一は「ダブル回転式破砕機」の改良発明である「回転式破砕機」の研究開発を開始した。2000年5月23日、被告三人は「回転式破砕機」実用新案権（以下は、「係争権利」という；権利番号：00233281.7）を出願し、2001年3月7日に登録した。2000年7月、被告は順番に原告を退職した。

被告が係争権利を出願し登録した行為に対し、原告は、係争権利は被告が原告の設備や資材を利用して在職中に開発した技術であるため、その権利が原告に帰属すべきという主張し、被告を相手取り、係争権利を原告に移転し、かつ訴訟費用を負担するよう求め、北京市第二中級人民法院に訴訟を提起した。

(2) 被告側の答弁：

係争権利は「ダブル回転式破砕機」と異なる独立の発明に関する権利である。被告らが原告に依頼された仕事内容は「ダブル回転式破砕機」の生産販売であり、係争権利の発明と関係ない。たとえ係争権利は「ダブル回転式破砕機」の改良発明だと言っても、係争権利の帰属は実施協議書に従うべきであり、被告が所有する権利になるはず。

(3) 判決：

① 一審判決

「原告は係争権利ではなく、「ダブル回転式破砕機」実用新案を実施するために設立された会社である。また、実施協議書では、「ダブル回転式破砕機」の権利帰属しか規定されないため、実施協議書の規定は係争権利の帰属の根拠とすることができない。さらに、原告が被告に係争権利の開発を命じたこと及び被告が行った係争権利の研究開発が原告の財産を利用したことを原告は立証できなかったため、被告が従事した係争権利の研究開発行為は職務の執行としてなされた行為とは認められない。よって、係争権利は被告に帰属すると判断すべき。」

一審の裁判官は上記の理由で、原告敗訴という判決を言い渡した。原告はその判決を不服とし、北京市高級人民法院に控訴した。

② 二審判決

「特許法によれば、職務発明の成立には下記の二つの要件が満たさなければならない。一つは、発明者は所属組織の社員であること。もう一つは、発明者の発明が任務を執行する過程で、あるいは所属組織の物質的条件を利用して完成されたものである。」

本件では、実施協議書によれば、「ダブル回転式破碎機」実用新案権利の提供の対価として、王梓奇と徐正一は原告から発行済株の15%に相当する株式を獲得した。それで、王梓奇と徐正一は原告の株主であることは明らかになった。ところが、王梓奇と徐正一は株主配当のほかに、原告から給料の支払いを受けていた。このような事実からみれば、王梓奇と徐正一は原告との間に雇用関係も成立したと言わざるを得ない。また、孫成林は1996年4月から原告での勤務を開始し、原告から月給の支払いを受けていたという事実を照らせば、孫成林と原告との雇用関係も認められるべき。さらに、王梓奇と徐正一の主な仕事内容は「ダブル回転式破碎機」実用新案権利の技術提供及び新製品の開発である。「回転式破碎機」は「ダブル回転式破碎機」と同類商品であり、係争権利は「ダブル回転式破碎機」実用新案権をベースにして開発されたものである。以上の事実からみれば、係争権利は、被告らが勤務時間内に完成した発明であり、職務発明に該当する。なお、実施協議書では、「ダブル回転式破碎機」実用新案権利の改良技術について定めがないため、被告らが勤務時間内に完成した発明は職務発明として認定すべきだ。

以上の理由に基づき、北京市高級人民法院は被告らに対し、(i) 係争権利を原告に所有させ；(ii) 訴訟費用を負担するように命じた。」とした。

5. 解 説

本件の問題点は二つある。一つ目は係争権利が「職務発明」に該当するかどうかということ；二つ目は「職務発明」の権利帰属問題である。中国特許法第6条によれば、職務発明とは当該組織が職務を遂行し又は主に当該組織の物質的技術条件を利用して完成された発明である。この二つの要件のいずれか満たされれば、職務発明が成立される。ここでいう「組織」は中国語で単位といわれているが、国有企業、国有研究機構、外資系企業、合弁企業、集団所有の企業や研究所、法人組織などが全部含まれている。所属組織の任務を執行して完成した職務発明は、a. 自らの職務の中で行った発明創作、b. 所属組織から与えられた自らの職務以外の任務を履行する際に行った発明創作、c. 退職、定年退職又は転職後1年以内に行い、発明者が原組織で担当していた自らの職務又は原組織が与えた任務と関連のある発明創作のいずれかである。所属組織の物質的條件とは、所属組織の資金、設備、部品、原材料又は対外的に未公開の技術資料のことをいう。

本件では、係争権利の発明が職務発明に該当するか否かについて、第二中級人民法院と高級人民法院の見解が相違する。第二中級人民法院は、被告らの仕事内容が「ダブル回転式破碎機」実用新案権の生産販売であるため、係争権利の開発は被告らの職務の遂行ではないと認定した。さらに、原告は係争権利の研究開発が原告の財産を利用したことを立証できなかったため、係争権利が原告組織の物質的技術条件を利用して完成された発明として認めなかった。一方、北京市高級人民法院は、職務内容を技術提供及び新製品の開発と認定し、係争権利が「ダブル回転式破碎機」実用新案権の改良発明ということに着目して、係争権利は「職務の遂行」と認定した。

次は、職務発明の権利帰属問題である。それは、まず、従業員と会社の間に権利帰属に関する契約が交わされるかどうかのをチェックしなければならない。会社と発明者の間にこのような契

約や協議があった場合は、特許出願の権利及び特許権の帰属はその定めに従う。このような契約が存在しない場合、中国特許法第6条に従うことになり、職務発明創造の特許出願の権利は当該組織に帰属し、出願が認可された後、当該組織が特許権者になる。この場合には、職務発明者には当該専利権の所有組織から報奨を取得することができる。

本件のもう一つの問題は、実施協議書協議書の効力は、係争権利の権利帰属まで及ばすか否かということである。この点について、北京市第二中級人民法院も高級人民法院も否定した。理由としては、実施協議書には「ダブル回転式破碎機」のみ、「ダブル回転式破碎機」の改良権利（係争権利のこと）につき定めがないということである。ライセンス契約などには、改良発明の帰属について定められることが多いが、本件の実施協議書には、その定めが置かれていなかったようである。

6. 企業へのメッセージ

以上の説明からみれば、中国における職務発明の出願権ないし権利帰属は、原則として発明者の所属組織に帰属することになる。これは職務発明に関する日本の法的規定・判例（勤務規則等の定めがあつて初めて会社への譲渡が認められる）と異なるところであるので、注意しなければならない。また、中国における特許関連の紛争では、約半数以上は権利帰属に係る事件と言われている。中国マーケットの発展と共に、これから開発成果や知的財産権の帰属を巡って紛争が生じる可能性はますます増大すると予想される。また、日本と異なり、中国での人材の流動性は、かなり高く、権利意識も高いので、中国内で技術開発を行う場合、職務発明と非職務発明の区別、改良技術の認定、報酬の算定方法を事前に発明者と合意しておくことが望ましい。

以上

【事例】商標侵害事件

1. 事件の性質

実用新案の権利帰属紛争

2. 事件名、争点

事件名：中国協和医科大学「脂肪吸引器」実用新案権の権利帰属紛争事件

争点：実用新案の権利帰属紛争に係る訴訟時効、法定代表者の職責

3. 書誌的事項

第一審：北京市第一中級人民院

原告：中国協和医科大学整形外科医院

被告：宋業光

第二審：北京市高級人民法院

上訴人：中国協和医科大学整形外科医院

被上訴人：宋業光

4. 事件概要

(1) 事実概要

被告宋業光（以下「宋」という）は、1993年5月から1998年12月まで原告中国協和医科大学整形外科医院（以下「協和医科大学」という）の院長・法定代表者を務めていた。1995年、宋は個人名義で「脂肪吸引器」の実用新案権を出願し、同年12月30日に権利を授与された（以下「本件実用新案」という）。当該権利は1996年2月7日に中国専利局より公告された。1998年5月20日、協和医科大学は国家衛生部に対し、「科技成果鑑定材料の申請」を提出し、当該脂肪吸引器に関しても「我々は創傷の危険性の低い鈍性吸引口と真空ポンプを採用した新たな脂肪吸引器を設計し、特許（注：中国法では、実用新案は特許（専利）の一種とされている。以下同じ）を取得した」とし、宋名義の本件実用新案の資料を提出した。

1998年12月30日、宋は原告整形外科医院の院長職を退き、2000年10月に別の病院に転職した。

2000年11月、原告協和医科大学は、本件実用新案は宋が原告の整形外科医院に在職している期間に原告の物質・技術的条件を利用した上で完成させた職務発明であるため、当該実用新案は

原告側に属するものと主張し、北京市中級人民法院に訴訟を提起した。これに対し被告の宋は、本件実用新案は被告が単独で長年の研究を行った成果であり、原告の物質・技術的条件を利用しておらず、被告の任務とはさらに何の関係もないとし、人民法院に対し原告の訴えの棄却を求めた。

(2) 一審判決

一審の北京市第一中級人民法院は、被告は1995年に本件実用新案を取得しているが、原告が訴訟を提起したのは2000年11月になってからであり、原告の請求は民事上の権利の保護請求の訴訟時効2年を過ぎているとし、これを棄却した。

(3) 二審判決

原告は原審判決を不服とし、北京市高級人民法院に上訴したが、同法院は、実用新案権についても「民法通則」第135条の訴訟時効に係る規定が適用されるとした上で、原告は、被告が本件実用新案を取得したことを1996年の時点で知っていたにも拘わらず、訴訟を提起したのは2000年11月であり、2年の訴訟時効を越えるため、原告の権利は法の保護を受けないとし、原審判決を維持し、協和医科大学の上訴請求を棄却した。

5. 解説

中国特許法6条1項では、職務発明とは、(a)所属機関の職務を遂行して完成させた発明、または(b)主として所属機関の物質・技術的条件を利用して完成させた発明と定義されており、本件では(b)が問題となっている。特許法にいう「物質・技術的条件」とは、特許法実施細則で「資金、設備、部品、原材料または対外的に公開しない技術資料等」を指すものと規定されている。また、「主として…物質・技術的条件を利用して完成させた発明」とは、「技術契約審理紀要」第1条2項5号により、「従業員が技術成果を完成させる研究開発過程において、全部もしくはその大部分が所属機関の資金、設備、部品、原材料を利用して完成された、または当該技術成果の実質的内容が、当該機関の公表していない技術成果、段階的な技術成果もしくは重要技術を基礎として完成された」発明をいうとされている。

本件被告の宋は、1993年5月に原告協和医科大学整形外科医院の院長に就任し、その2年後の1995年には原告の病院で使用されていた「脂肪吸引器」につき実用新案権の出願申請を行っている。宋は答弁において、当該「脂肪吸引器」は原告が単独で長年の研究を経て開発したものであるとしているが、原告の病院が脂肪吸引治療・研究で多くの実績を上げており、かつ本件実用新案も原告医院による科学技術の成果として対外的に公表されている点に鑑みても、本件実用新案の完成過程には、原告の物質・技術的条件が大部分において使用されていたであろうことが推測される。よって、本件実用新案が原告に帰属する旨の主張も容易に成立し得たものと思われる。

(なお、本来原告に帰属すべきものだととして、被告の出願に基づき成立した権利に対して原告が移転登録請求権を有するのか、といった日本法で論じられるような問題点は特に争われていないようである。)

しかしながら、本件において、原告の請求は訴訟時効による制限を受けて棄却されている。「民法通則」第 135 条では、「民事上の権利の保護を請求する訴訟時効の期間は、法律に別途定めがある場合を除き、2 年とする」、また第 137 条では「訴訟時効の期間は、権利の侵害を知ったとき、または知りうべきときより起算する」と規定しており、「特許法」第 62 条 1 項にも同様の規定がある。(なお、特許侵害事件の場合は、侵害行為が継続している限り、時効を過ぎても訴訟を通じての差止め請求の提起が可能であり、かつ提訴時より 2 年を遡った時点までの損害賠償を請求できる旨定められている。)

以上より、被告の権利取得より 5 年近くを経過した後提起された本件原告の訴えが人民法院により時効を理由に棄却されたのは、然るべき結果であると言える。では、なぜ原告は、本件実用新案が被告名義で出願されたことを知りながら、時効期間内に訴訟を提起しなかったのか。その理由は、本件実用新案の出願後約 3 年間被告が原告の法定代表者を務めていたことが、原告の訴訟提起における事実上の障害となっていたためと推測される。

原則として、法定代表者は法人・組織を代表して職権を行使する立場にあり、その法人・組織を代表しての訴訟行為も、その職権に含まれるとされる(「民事訴訟法」第 49 条)。よって、法人・組織が自身の法定代表者を相手取り訴えを提起する場合、原告と被告が実質的に同一人物となってしまう、不都合が生じることとなる。この不都合を解消するには、法定代表者不在時の規定(最高人民法院「民事訴訟法適用の若干問題に関する意見」第 38 条)を適用し、副職の責任者(副董事長、副院長等)が代表となり、その訴訟行為を代わりに行う必要がある。即ち、本件で言えば、副院長が被告である院長に代わり、原告を代表して権利帰属に係る訴訟を提起し得た訳である。

しかしながら、本件においては、2000 年 11 月に被告が原告の病院を退職するまで、副院長はおろか、被告院長退任後の新任の院長も、被告に対する訴えを提起していない。

なお、訴訟時効が延長される条件として、「民法通則」第 137 条後段には、「特別な事情があるときには、人民法院は訴訟事項の期間を延長することができる」という規定がある。本件の場合、被告が原告の法定代表者であったとは言え、上述の通り原告はその他の責任者を通じて訴訟を提起する機会が与えられていた訳であるから、当該事情が時効期間を延長し得る「特別な事情」に該当するとは思われない。

従って、本件原告は、被告に対し本件実用新案の権利を主張し得たにも拘わらず、当該権利帰属に係る請求をその時効期間内に提起しなかった。また、時効の中止や延長が許容される特別な事情も存在しない。よって、訴訟時効満了後 3 年後に提起された原告の請求は、棄却されて然るべきと言える。

6. 企業へのアドバイス

本件のような病院や研究開発機構においては、医師・研究者・技術者自らが法定代表者を務め

るケースも少なくない。しかし、法定代表者もその所属する法人・組織の一員である以上、任務遂行の一環として行った、もしくは所属機関の物質・技術的条件を利用して行った研究活動の過程で得られた成果物は、他の従業員による成果物と同様、職務発明として所属機関に帰属することとなる。

一方で、法定代表者にはその所属機関を代表して訴訟活動を行うという職責が与えられているため、法定代表者が職務発明を自己名義で出願した場合、原告の代表と被告が同一人物となり、訴訟提起が事実上困難という状況も起こりかねない。その間の訴訟時効は当然ながら継続して計算されるため、本件のように提訴を当該法定代表者の退任まで何年も待っていると、時効が満了してしまうおそれがある。

企業にとって、従業員の研究開発により得られた成果物は、社運を左右する重要な財産となり得る。この有益な財産を職務発明として確保するために、企業は内部において職務発明の定義や申告・報奨制度を明確に規定すると共に、従業員が個人名義により職務発明の権利出願を行った場合の対応策を事前に練るなどの対策をとることが望ましい。さらに、法定代表者自身も実質的な研究開発業務に携わっている場合には、万が一に備え、他の董事や董事会による決定をもって当該法定代表者に対する請求を可能とする内部システムを整え、訴訟提起時の実質的障害を事前に抑える慎重な対策を講じる必要がある。

以上

【事例】 意匠権侵害紛争事件

1. 事件の性質

意匠権侵害行為に対する差止め及び損害賠償請求

2. 事件名、争点

事件名：乳母車用車輪の意匠権侵害事件

争点：意匠登録された製品を部品として使用した場合の意匠権侵害の成否について

3. 書誌的事項

原告：江蘇好孩子集团公司

被告：江陰市精品商厦有限公司

上海大阿福童車有限責任公司

上海福祥兒童用品有限公司

第一審：南京市中級人民法院

第二審（終審）：江蘇省高級人民法院

関連条文：専利法第11条

出典：「知識産権」2003年第2期

4. 事件概要

(1) 事実の概要

原告江蘇好孩子集团公司（以下「好孩子公司」という）は、1998年8月29日に「乳母車車輪」にかかる意匠専利権（中国では、発明、実用新案及び意匠を併せて「専利法」で保護しているため「意匠専利権」と呼ばれるが、以下では日本法の用語に即して「意匠権」ということとする）を取得した。原告は調査を経て、被告企業らが原告の意匠と同一の乳母車用車輪を使用した乳母車を無断で製造、販売している事実を突き止めた。原告はこれを意匠権の侵害行為であるとし、侵害行為の停止、公開謝罪、損害賠償を求め、当該乳母車の製造者である上海大阿福童車有限責任公司（以下「大阿福公司」という）と上海福祥兒童用品有限公司（以下「福祥公司」と

いう)、並びに当該乳母車を販売していた江陰市精品商廈有限公司(以下「精品商廈」という)の三社を相手取り、南京市中級人民法院に訴訟を提起した。

(2) 被告の抗弁

被告大阿福公司与被告福祥公司是、当該乳母車に使用した車輪を第三者より購入したもので、被告らは車輪の単なる「使用者」に過ぎず、複製に従事する「製造者」ではないことを理由とし、当該行為は専利権の侵害行為には該当しないと主張した。

(3) 一審判決

被告大阿福公司与被告福祥公司是、意匠権者である好孩子公司的許可を経ずに、その実施品である乳母車用車輪を被告らの製造、販売する「大阿福乳母車」に使用していた。このような行為は生産経営を目的とした製造行為であると認められるため、乳母車用車輪の取得ルートの如何に関わらず、被告の使用行為は意匠権侵害を構成するものである。従って、意匠権者である好孩子公司是、このような侵害行為を排除する権利を有する。また、両被告が第三者より購入したという乳母車用車輪には、製造者名、製造者住所、商標などの識別標識がなかったため、購入時に当該製品が合法的に販売される製品でないことは認識可能であったと推定される。よって、被告らの「当該乳母車用車輪を第三者から購入した際、それが侵害製品とは知らなかった」という抗弁は証拠に欠けるため、認定できない。両被告は、乳母車の部品の一つとして当該乳母車用車輪を購入し、それを完成品たる乳母車に使用し、かつ自社の名称、商標などを付して販売しているが、これは一般消費者に対し両被告が当該製品の製造者であることを表明かつ承諾する行為にほかならない。従って、当該行為は一種の生産経営を目的とした製造行為であるとみなされるべきであり、単なる使用行為とは異なる。以上より、被告らの抗弁は成立せず、大阿福公司、福祥公司是原告の意匠権を共同で侵害したものと認められ、相応の民事法律責任を負う。しかしながら、被告精品商廈が「大阿福乳母車」を他の二被告から購入し販売した行為については、侵害製品であることを知り得た上で販売したという証拠がないため、同被告については侵害製品の販売差止めを命ずるに留める。原告の請求を認容し、以下の通り判決する。

- (i) 被告らは、侵害行為を停止するとともに、侵害製品の全ての在庫を破棄する。
- (ii) 被告大阿福公司与被告福祥公司是、原告に対し公開謝罪を行う。
- (iii) 被告大阿福公司与被告福祥公司是、原告の損害に対し10万元を賠償する連帯責任を負う。

(4) 上訴審判決

被告らは一審判決を不服とし、江蘇省高級人民法院に上訴した。上訴法院は、上訴人らの上訴

理由を支持せず、上訴を棄却し、原審判決を支持した。

5. 解説

(1) はじめに

中国における意匠権は、日本の意匠権と同様、物品に対して実施される、美観を生じさせる工業上の応用に適したデザインに対し付与される権利であるため（専利法実施細則第2条）、意匠と物品とを切り離して考えることはできない。ここでいう物品とは形状を有し、独立した一個の製品として取引され得るものを指すため、物品の一部に過ぎないものについては当然意匠の対象から除かれる（なお、中国においては、日本の平成10年改正意匠法で導入された部分意匠制度に相当する制度は、未だ導入されていない）。しかしながら、完成品の構成部分の一部に用いられるにすぎない部品であっても、それ自体一個の製品として独立して取引され得るものである限り、意匠の権利付与の対象となることもある。例として、鞋底、自動車用タイヤ、自転車用ハンドル・サドルなどが挙げられる。本件でも、乳母車用の車輪といういわゆる「部品」に意匠権が付与されているが、これも当該車輪が単体として取引されることを前提とし、意匠権が認められたものであろう。

ただ、一概に部品といえどもその程度は様々で、どこまでが意匠権の対象となり、どこからが対象外となるかの問題は、出願件数の増加とともに益々複雑化している。また、本件判決でも議論が行われたように、完成品に登録意匠製品と同一又は類似の部品が無断で使用されている場合、当該完成品の製造者は意匠権侵害の責を負うか否か、また侵害行為の差止め時にはその部品を使用する完成品全体の製造販売行為を差し止めることができるのか、といった問題も存在する。さらに、上述判決で被告らが指摘している通り、中国専利法第11条においては、発明専利（特許権）、実用新案専利（実用新案権）については製造、許諾販売、販売、輸入とともに、他者の無断使用が明文で禁じられているのに対し、意匠権については、製造、販売、輸入行為が禁止されているのみで、使用禁止にかかる明文規定はない。よって、本件被告のように、意匠製品を製造したのではなく、使用していただけ、という抗弁が通用するのかという問題も存在する。

以上のような論点を踏まえ、以下において、意匠権の保護につき、本件判決の解説を通じて分析したい。

(2) 意匠の使用とは

上述の通り、専利法第11条では、特許権又は実用新案権が付与された場合はいかなる者も「生産及び営業を目的としてその特許（又は実用新案）製品を製造、使用、販売の申出、販売、輸入してはならない」と定めている。一方、同条第2項に定めのある意匠権については、いかなる者も「生産及び営業を目的として、その意匠製品を製造し、販売し、輸入してはならない」とされ、使用の禁止が明記されていない。その理由として、「意匠の保護は、第三者による意匠製品の無断

製造・販売を禁止することだけで十分であり、第三者が生産経営を目的として意匠製品を使用するという状況は在り得ない」（湯宗舜「専利法条文釈義」）、「意匠保護の目的は、他者が関連製品を製造する際に専利法で保護される意匠の複製を防ぐことであり、この目的のためには、他者の意匠製品の無断製造・販売を禁止するだけで足りる」（国家知識産権局「新専利法詳解」）といった説明がなされている。そのため、中国においては、本件のように他者の意匠を侵害する部品を購入し、それを自社製品に使用したことで侵害を訴えられた被告が、「意匠製品を使用していたにすぎない」といった抗弁を行うことは稀ではない。

上述のような抗弁に対し、本件人民法院は、「意匠製品を第三者より不法に購入し、それを自社製品に無断で使用する行為も、一種の生産経営を目的とした製造行為とみなすべきである」と判断し、このような「使用」行為は専利法で禁止される「製造行為」の範疇に入ると結論付けている。すなわち、他者より購入した意匠権侵害部品を使用して完成品を製造、販売する行為は、意匠権の侵害行為と判定されたのである。

ちなみに、日本の意匠法では、意匠に係る物品を「使用」する行為も意匠の実施に該当するとされており（意匠法第2条3項）、意匠権者に無断で登録意匠に係る物品を「使用」することは許されないことが条文上明らかである。

（3） 部品にかかる意匠

では、上記理論によると、意匠登録されている部品を使用して完成品を製造、販売する行為は、すべて侵害行為とみなされるのであろうか。当然ながら、合法的な意匠権者又はその正当な実施権者が当該意匠に係る部品を製造、販売し、この部品を合法的に購入した者が自社製品に使用する行為は、既に意匠に対する対価が支払われているため、法律上の侵害行為には該当しない。専利法第63条（1）においても、「専利権者が製造、輸入し、もしくは特許権者の許諾を得て製造、輸入した特許製品が販売された後に、当該製品を使用、許諾販売、販売する行為」は権利侵害を構成しない旨、明文で定められている。これは、いわゆる消尽理論（中国語では「用尽理論」という）を明文化した規定と位置付けることができる。

また、専利法第63条第2項ではさらに「専利権者の許諾を受けずに製造、販売された専利製品であることを知らずに、生産経営の目的をもって使用または販売し、かつその製品の合法的な供給源を証明できるときには、賠償責任を負わない」と定められている。即ち、侵害製品であることが明らかでない状況において、被告が当該製品を合法的に購入し、侵害製品と知らず使用、転売していた場合は、むしろ当該責任は侵害製品を被告に販売した当事者が負うべきであるため、当該被告は侵害製品の供給源を証明できれば責任を負わなくとも良い、ということになる。これは権利侵害製品をそれと知らず購入し、かつ侵害製品であると知る由もない善意の第三者を保護するための規定である。ただ、侵害製品であることに変わりはないので、使用、製造、販売等の行為を差し止めることは可能である。

本件被告の大阿福公司与福祥公司是、好孩子公司的意匠製品を侵害製品と知らず購入したと主張したが、その抗弁において当該車輪の合法的な供給者を証明できなかったため、賠償責任が課

せられたものである。一方、侵害製品が使用されていることを知らず、完成した状態の乳母車を一般消費者向けに販売した被告精品商厦は、上記の通り①侵害製品と知らず販売していた、②その供給源は他の二被告である、の二点を証明できたため、侵害行為の差止命令のみが下され、賠償責任を負わないこととされた。(ただし、販売行為差止めの対象は、車輪部分だけでなく完成した乳母車製品全体であることに注意されたい。)

さらに、判決では大阿福、福祥の両被告が製造者、製造者住所、商標等の標識のない当該製品を購入し、それを完成品の一部として使用し市場に投入したことも、被告の侵害を推定する要件の一つとなっている。即ち、部品であっても単独の商品として製造・加工を経て販売される以上、「製品品質法」の適用により、製造業者はその販売製品の包装上に品質検査合格証明、製品の名称、工場名及び工場所在地等を標識をもって明記することが要求され(同法第27条)、当該要求に合致しない方法により販売したり、または標識のないいわゆる「三無製品」として販売した場合、同法及び関連法に基づき行政責任が課される。また、完成品の製造業者には、自分のブランドとして販売する以上、その購入・使用する部品に対して十分な注意を払う義務があると考えられている。従って、製品品質法の要求に合致しない部品を購入しそれを転売したり、自社の完成品に使用して自社名をもって販売したりする場合は、当該製品の違法性を認識していたものと推定され、「侵害製品だとは知らなかった」という抗弁も成り立たない。以上より、部品の供給源を証明できなかった上記両被告にその権利侵害への賠償責任を課した法院の判決は妥当であると言える。

(4) 中国国内企業の知財戦略

本題からはややそれるが、本件の原告である好孩子集团公司は、以前は多額の負債を抱える典型的な赤字国有企業であったが、知財重視の販売戦略に転換した後、国内外で1500件の特許(発明、実用新案、意匠併せて)を出願しているほか、アメリカ、日本、イギリス、フランスなど各国で「Goodbaby」、「Geoby」等の商標を登録しており、中国国内では業界で8割、各国のベビー用品市場でも優位なシェアを占める優良企業へと成長している。中国国内の同業種における販売額は9年連続トップであり、またその半分以上の製品を国外市場に輸出している。乳母車製品に至ってはアメリカでトップのシェアを誇るという。同社は知財エンフォースメントにも積極的に、毎年20件近くの知財訴訟を提起している(「市場報」、国家知識産権局ウェブサイト等参照)。好孩子はこれらの知財戦略により、自社の利益を保護し、知財流出による損害を止めるのみならず、世間一般に対しても知財の重要性を認識させる機会を創出していると言える。この点では、好孩子も海爾や聯想に並ぶ知財重視型国内企業の成功例であり、このような国内企業の台頭は、中国経済の正常な発展にも大きく寄与するものと期待される。

6. 企業へのアドバイス

中国に生産拠点を置く日本企業の場合、コストダウンのため原材料や部品はほとんど国内調達

というケースも少なくない。しかしながら、その取引や契約書のドラフティング実務においては、当局への契約書提出が要求される輸出入の場合と比べ、ややなおざりとなっている感は否めない。とはいえ、完成品を自社ブランドで販売する以上、その調達する部品、原材料に対し十分なデューケアを行い、供給先企業の知財管理や品質基準の確認はもちろん、供給契約にもワランティー条項、第三者のクレームにかかる損害賠償補償条項などを明確に盛り込むなどの注意を払うべきである。このような細部にわたる知財管理の徹底を中国国内企業に対し要求することで、結果的には安易な模倣に走ろうとする国内業者らに、「あの会社はまずい」と模倣を思いとどまらせる防護壁を作ることになる。この教訓は、奇しくも同じ中国国内企業である「好孩子公司」の成功例からも十分学ぶことができる。

以上

【事例】 意匠無効請求

1. 事件の性質

意匠登録の無効審決宣告を取消した事件

2. 事件名、争点

事件名： 步步高 VCD プレーヤー意匠登録に対するソニー・コンピュータエンタテインメントの無効宣告請求に関する取消請求事件

争点： 意匠の類否判定の基準

3. 書誌的事項

北京市高級人民法院（第二審）

上訴人（原審第三者）： 株式会社ソニー・コンピュータエンタテインメント

被上訴人（原審原告）： 広東步步高電子工業有限公司

被上訴人（原審被告）： 国家知識産権局専利再審委員会

関連条文： 「中華人民共和国専利法」第 23 条、「中華人民共和国行政訴訟法」第 61 条 1 項（1）

（注： 中国で意匠は「外観設計」といい、発明や実用新案と同じく専利法で保護される。以下、日本法の用語に従って、「意匠」又は「意匠権」という。）

4. 事件概要

（1） 事実概要

広東步步高電子工業有限公司（以下、「步步高」という）は、1999年9月16日に「VCD プレーヤー」の意匠権を出願し、当該意匠は2000年4月12日に国家知識産権局より公告された。これに対し、2000年11月24日、株式会社ソニー・コンピュータエンタテインメント（「SCE」）は、当該意匠がその出願日より以前に既に公知の意匠と類似するため、専利法第23条の規定に適合しないとして、国家知識産権局専利再審委員会（「再審委員会」）に無効宣告請求を申し立てた。その際、SCE は対比資料として、1994年10月8日に出願し、1996年2月28日に意匠権の付与が公告された、登録番号94311846.8のコンピューターゲーム機に係る意匠公報を提出した。再審委員会は、2001年9月11日、係争意匠はSCE の既存の意匠に類似するため、専利法第23条の規定に適合しないとして、步步高の意匠登録の無効を宣告し

た。

上述決定を不服とした歩歩高は、北京市第一中級人民法院に無効宣告の取消を求める行政訴訟を提起し、2002年3月6日に受理された。SCEは第三者として訴訟に参加した。2002年9月10日、同法院は、二つの意匠の類似を認めるには、両意匠が同類の製品であることが前提となるが、歩歩高のVCDプレーヤーとSCEのコンピューターゲーム機は同類製品ではないため、類似は成立しないとする歩歩高の主張を認め、再審委員会の無効宣告を取消す判決を行った。

SCEは、上述決定を不服とし、歩歩高と再審委員会を相手取り、北京市高級人民法院に上訴した。

(1) SCEの訴え

SCEの上訴理由の要旨は以下の通りである。

- (i) 原審判決では、係争専利と対比資料が同一種類の製品であるか否かという事実問題についての認定が明確になされていない。本件の係争意匠「VCDプレーヤー」はディスク放映のための機器であり、対比資料の「コンピューターゲーム機」も同様にゲーム、CD、VCDのディスクを放映することができる。従って、両者はそれぞれ他の用途を具備するとは言え、「審査指南」第四部分第5章7.1節の「意匠の類似性の判断」の規定に基づき、専利法の意義上の同一種類製品に属する。再審委員会も、審査を経て歩歩高のVCDプレーヤーはCD及びVCDの放映機であり、この二つの意匠製品は同類の製品であるというSCEの主張を認めている。
- (ii) 歩歩高は一審訴訟の前に、その対比資料の意匠権に対する侵害を認めている。2000年8月、SCEは市場で販売されていた歩歩高の意匠製品が、SCEの設計した意匠製品に類似しているのを発見し、広東省知識産権局に調査を請求したところ、審査を経てこの両製品が類似することが認定された。歩歩高は侵害を認め、広東省知識産権局の調停のもと、歩歩高は協議締結の日より94311846.8号の意匠権と同様または類似する製品の製造、販売を停止し、侵害製品の型を破棄し、SCEに対し3万円の補償を行うことに承諾した。
- (iii) 係争意匠と対比資料は同一の意匠である。係争専利と対比資料は、その形状において主要な設計部分（要部）である製品の外形、使用者に直接面する上部、製品を操作する正面部分の意匠の設計が極めて相似する。両者を比較すると、係争意匠は詳細部分に製品全体の美観に影響を与えない程度の変更を加えたのみであり、両者は専利法の意義上の同一または類似製品に該当する。

総じて言えば、一審判決で認定された事実は明確でなく、法律適用に誤りがあるため、二審法院に対し一審判決を取り消し、再審委員会の3648号の決定を維持するよう請求する。

(2) 再審委員会の認定

- (i) 2000年11月24日、SCEは歩歩高のVCDプレーヤー製品に係る意匠に対して再審委員会に無効宣告請求を提出し、本意匠はその出願日前に公開された專利文献中の意匠と類似するため、專利法第23条の規定に適合せず、よって当該意匠は無効とすべきであると主張した。SCEは、対比資料として1994年10月8日出願、1996年2月28日公告の專利番号94311846.8の意匠公報を提出し、意匠無効宣告請求書で「請求人のコンピューターゲーム機はゲーム用ディスクのみならず、VCDも放映することができる」と記載している。
- (ii) 再審委員会は上述の無効宣告請求及び対比資料を歩歩高に送達したが、歩歩高は期限内に意見を陳述しなかったため、再審委員会は歩歩高が無効宣告請求の理由と証拠に何ら異議のないものとみなした。
- (iii) 再審委員会パネルは、SCEの提出した対比資料と係争意匠との対比を行った後、係争意匠と対比資料の專利の用途は類似し、類似する物品に属するため、可比性を具備すると判定した。さらに、類否判定を経て、対比資料と係争意匠が全体的に視覚上類似するとした。両者に共通する点：形状が直方体であり、二つの筋により縦向きに左、中央、右の三部分に分割され、さらに四つの逆台形の支脚を有し、支脚と直方体の本体の間に逆台形の接続部(四面体)を有している。製品の上部中央には突き出た円形のCD-ROMを有し、左右両側面には突出した縦向きの放熱孔がある。両意匠の相違点：製品の上部、正面、裏面挿入口、プッシュボタンの数、配列の相違等。例えば、本專利製品には、円形のCD-ROMの右側上部に上から下に連なる5個の小円(プッシュボタン)があるが、対比資料にはない。但し、これらの相違は、意匠全体からすれば詳細部分の相違に過ぎず、一般の消費者にもそれほど印象を与えない。全体観察、総合判断、隔離対比の方式を採用しても、両者は一般消費者が全体的に明らかに異なる、または類似しないという視覚的印象を受けるには及ばない。
- (iv) 再審委員会パネルは、以上の全体観察の原則に基づき、対比資料と係争意匠の設計要点はその形状にあるが、両者の形状はかなり接近し、特に両者は普通の消費者の視覚上の混乱を容易に引き起こすため、係争意匠と対比資料は類似すると判定した。再審委員会はこれを受け、係争意匠が專利法第23条の規定に適合しないとし、2001年9月5日、第3648号決定を行い、99335291.X号の意匠権の無効を宣告した。

(3) 高級人民法院の判決

本件の争点は、歩歩高の99335291.X号の係争意匠と対比資料94311846.8号の意匠が同一または類似する物品に属するか否かであるが、製品の種類が同一または類似することの判断は、製品の用途が同一または類似するかを基準としなければならない。係争意匠の製品名称は「VCDプレーヤー」であり、対比資料の意匠の製品名称は「コンピューターゲーム機」で

ある。両者が同一または類似の製品に属するか否かの判断の要点は、対比資料中に「VCD を放映する機能を有するコンピューターゲーム機」という点が示されているか否かであり、これは対比資料中の図及び文字により公開される情報に基づいて判断すべきである。対比資料では、製品の名称、分類のみが記載されており、製品の用途について記載はない。対比資料の図では、意匠製品が CD-ROM を有することは見て取れるが、それだけではこれが VCD を放映する機能を有するコンピューターゲーム機であるか否かを判断することはできない。よって、再審委員会による、対比資料のコンピューターゲーム機は VCD の放映にも使用し得るため、両者は用途において類似し、類似する物品であり、可比性を具備するという認定は、事実に依拠に欠ける。

以上より、一審判決の認定事実が明確で、法律適用が正確であり、審理手続きも合法的であることを支持する。SCE の上訴理由は成立せず、その上訴請求も本院は支持しない。「中華人民共和國行政訴訟法」第 61 条第 1 項（1）の規定により、以下の通り判決する。

- (i) 上訴を棄却し、原審を支持する。
- (ii) 一審案件受理費用 1000 元は、中華人民共和國知識産権局專利再審委員会の負担とする（本判決発効の日より 7 日以内に納める）。
- (iii) 二審案件受理費用 1000 元は、ソニー・コンピュータエンタテインメントより納める（納付済み）。

5. 解説

特徴のある商品デザインは、消費者の認知を経て、商標のように商品のブランドを体現するようになる。そのため、商品デザインの保護は、商標・特許の保護同様、メーカーにとって常に重要な問題である。デザインの模倣を防ぐため、中国では専利法により意匠（外観設計）専利として、登録を要件に意匠の保護が提供されている。

本件は、步步高が SCE のコンピューターゲーム機に係るデザインをその VCD プレーヤー製品に使用し、さらに国家知識産権局より意匠権が付与されたことにつき、SCE が無効宣告請求を申し立てたものである。判決文にも記載のある通り、広東省において步步高と SCE は両製品に係る意匠権侵害事件で和解に達している。当該和解で、步步高は当該意匠権の侵害を認め、同 VCD プレーヤーの生産・販売の停止と 3 万円の補償を行った。ところが、本件では、人民法院が步步高の意匠権の有効性を認めた。特に注目に値するのは、專利再審委員会が両意匠製品の実際の機能面に着目し、これらを類似製品と認定したのに対し、人民法院は意匠出願の文書の内容から離れず、両意匠を非類似の製品として判定した点である。以下、判決で論点とされた「物品の同一・類似」の基準について分析を行う。

（1）意匠権の概要

中国における意匠とは、「製品の形状、図案又はその組み合わせ、及び色彩と形状、図案の組み合わせについて出された、美観に富み、工業的応用に適した、新しいデザイン」を言うとき

(実施細則第2条)、その登録要件は、「出願日以前に国内外出版物上で公開発表された又は国内で公開使用されたことのある意匠と同一又は類似でないこと」、及び「他人が先に取得した合法的権利と衝突しないこと」である(専利法第23条)。出願された意匠には、日本と異なり、実質審査を伴わない方式審査のみで専利権が付与され、存続期間は日本より短い「出願日より10年間」である(専利法第42条)。この実質審査を経ない審査方式により、発明専利よりも早期の権利付与が実現されるが、登録後の無効審判宣告のリスクは、実質審査を経てはじめて権利が付与される特許権よりも大きい。

(2) 意匠分類について

中国における意匠登録は、日本と同様、一種類の物品につき一項目の意匠に限るという、いわゆる「一意匠一出願の原則」が適用されている(専利法第39条)。出願に当たっては、意匠を使用する製品の所属類別を明記しなければならない(専利法第27条)、その製品分類には国家知識産権局より公布される「意匠製品分類表」の使用が指定されている(実施細則第47条)。中国は1996年に締結された「意匠の国際分類に関するロカルノ協定」の加盟国であるため、この意匠製品分類表にもロカルノ分類が採用されている。専利局より1993年3月10日に公布された「審査指南」では、その意匠に係る部分で、「同一の物品とは、製品の用途と機能が完全に一致する製品をいう」とし、デジタル時計とアナログ時計の例を挙げ、また「類似の物品とは、基本的には同一種類の製品に属するもの、即ち用途が同一であるが、機能が異なる製品を指す」とし、鉛筆とペンの例を挙げている。また、北京市高級人民法院の「専利権侵害判定の若干問題に関する意見」(2001年10月10日発布)の「意匠権の侵害判定」の部分では、「意匠権侵害判定では、まず係争製品と意匠製品が同類の製品に属するか否かを審査する」、「同類製品か否かの判断には、意匠分類表を参照し、かつ商品販売の客観的状況も考慮することができる」としている。

最初に専利再審委員会の決定取消しを審判した原審の北京市第一中級人民法院は、「第99335291.X号の意匠製品はVCDプレーヤーで、意匠分類の第14-01-C0214類に属し、その製品名称及び意匠分類から当該製品はVCDのようなディスクの放映に用いられるものであるが、対比資料の意匠製品の名称はコンピューターゲーム機で、意匠分類の第21-01類に属し、その製品名称、分類から、当該製品はコンピューターゲームに用いられることが分かる」とし、意匠分類に厳密に即して判定が行われていることが分かる。

本案件で人民法院は、同一または類似する製品の基準につき、「製品の用途が同一または類似であること」とし、用途については意匠製品分類表の分類に基づき、係争意匠と対比資料の意匠出願文書の内容に即して審理している。本件では、係争意匠の出願前にSCEのコンピューターゲーム機が中国市場に出されて公然使用されていたとの事実に基づくものではなく、あくまでも文献としてのSCEによる意匠出願を対比資料として引用したものであるため、出願文書の内容に拠ったものである。

(3) 著作権法、不正競争防止法による保護

本案件からは離れるが、商品のデザインを保護する意匠権以外のツールとしては、著作権法と不正競争防止法がある（なお、2001年12月1日施行の新商標法により、立体商標も登録が認められるようになった）。商品のデザイン上の美観が突出しており、著作権としての保護を受けることのできる製品については、著作権侵害訴訟の提起というエンフォースメントも可能性として考えられる。最近のケースでは、オランダ・レゴ社の中国における著作権管理を行うインターレゴ社が、中国メーカーによる模倣行為を発見し、レゴ製品の著作権を侵害したとして、北京高級人民法院に訴訟を提起した例がある。当該中国メーカーの製品には既に意匠登録が行われていたが、同法院は「意匠登録出願を行ったとしても、著作権法に基づく権利の主張を妨げるものではない」とし、被告メーカーの著作権侵害を認めている。レゴ勝訴の例にならない、すでに意匠登録を行った製品であっても、専用法での保護の範疇に入らないケース、出願したがまだ権利付与のなされていないケース等については、著作権法による保護も考慮すべきである。ただし、工業的に大量生産される製品が著作物たりうるかということは大きな論点であり、例えば日本では、1999年ころに流行したファービー人形についての著作権侵害を理由として刑事告訴された事件において、著作物ではないとして無罪とした判決（山形地裁、仙台高裁）がある。

一方、不法競争防止法でも、「無断で周知商品に特有の名称、包装若しくは装飾を使用し、または周知商品と類似する名称、包装若しくは装飾を使用して、他人の周知商品との混同をもたらし、もって購入者をして当該周知商品であると誤認させる（同第5条第2項）」行為は、不正競争行為に該当し、被害を受けた者は損害賠償を請求することができる（同第17条第1項）とされている。自社製品が「周知商品」であることの立証責任を伴うとはいえ、特にデザインのデッドコピーのような模倣行為に対しては、不正競争防止法によるエンフォースメントもチャンレンジしてみる価値はあろう（ただし、中国不正競争防止法にはいわゆる形態模倣の禁止規定は明文化されておらず、また判例もない）。

6. 日系企業へのメッセージ

本件を受け、意匠登録出願の際の分類及び説明の記入方法については、将来起こり得る訴訟をも視野に入れ、慎重に判断する必要があると言える。

また、本案件の審理は類否判定の実質的な基準等には及ばなかったが、これもまた今後の人民法院の判断が大いに注目される領域である。権利保護の請求範囲が明確に記載され、判断の基準となる「要部」が出願の段階で既に示されている特許や実用新案と異なり、意匠の場合願書の記載だけでは意匠の「要部」を判断するのが困難、という点は、中国においても同様である。さらに、意匠の類否判定は、デザインの外観における美観という主観の影響の大きい要素に及ぶ。北京市の人民法院では上述「専利権侵害判定の若干問題に関する意見」等により、意匠権侵害の審理についてもルールの統一化が進んでいるが、全国的に見た場合、中国はまだこの分野における経験が浅く、訴訟に至った際の判断の予測もやや困難である。これらの点も含め、今後全国規模

での人民法院の意匠裁判実務における実質的な基準・ルールの確立が待たれるところである。

以上

【事例】 商標権侵害事件

1. 事件の性質

商標権侵害行為に対する侵害行為差止め及び損害賠償請求

2. 事件名、争点

事件名：ヤマハ発動機商標権侵害紛争事件（1）

争点：商標侵害行為に係る損害賠償額の認定について

3. 書誌的事項

第一案：天津市高級人民法院

原告：ヤマハ発動機株式会社

被告：天津港田集团有限公司、天津港田発動機有限公司

第二案：天津市高級人民法院

原告：ヤマハ発動機株式会社

被告：天津港田集团有限公司、港田摩托車有限公司、港田車業有限公司

第三案：天津市高級人民法院

原告：ヤマハ発動機株式会社

被告：天津港田集团有限公司、港田汽車販売公司

関連条文：「民法通則」、「中華人民共和國商標法（修正前）」第38条（1）、（2）及び第39条

4. 事件概要

（1） 事実概要

ヤマハ発動機株式会社（以下、「ヤマハ」という）は、中国において「YAMAHA」、「VISION」、「FUTURE」という商標を登録している。天津港田集团有限公司（「港田集団」）及びそのグループ会社である天津港田発動機有限公司（「港田発動機」）、港田摩托車有限公司（「港田摩托車」）、港田車業有限公司（「港田車業」）、港田汽車販売公司（「港田汽車販売」）は、中国天津市を拠点として、「LINHAI-YAMAHA」、「VISION」、「fortune」という標識を付したオートバイを、ヤマハに無断で製

造し、販売していた。ヤマハは港田集団、港田発動機、港田摩托車、港田車業、港田汽車販売に対する商標権侵害の損害賠償請求の訴えを、三案に分けて天津高級人民法院に提起した。

(1) 原告ヤマハの訴え

2000年3月、江蘇省南通市啓東工商行政管理局（「工商局」）は、啓東市の某企業が「LINHAI-YAMAHA」という標識を付したオートバイを販売しているのを発見した。調査により、当該企業は港田摩托車の「LINHAI-YAMAHA」の商標標識のあるGT125T型オートバイ49台を購入していたことが分かった。しかし、江蘇林海（LINHAI）ヤマハ摩托有限公司（「林海ヤマハ」）は既に「LINHAI-YAMAHA」125型のエンジンを生産していないため、真正品であるはずがない。

2000年4月には、原告ヤマハは、港田発動機がエンジン上に「YAMAHA」の標識のあるGT125T、GT125-FB、GT50T-Aのオートバイを販売しているのを発見した。2000年7月、天津市津南区工商局は原告ヤマハの通報により、港田発動機にて「VISION」に類似する標識のある37台のGT125-6型オートバイを差し押さえた。さらに「engine licensed by YAMAHA」、「licensed by YAMAHA」の標識を付した大量のGT50T-Aを発見した。また、港田汽車販売が「LINHAI-YAMAHA」及び「fortune」の標識を付したGT125T、GT125T-A及びGT125T-Bのオートバイ425台を販売しているのを突き止め、その後の調査により、港田汽車販売は合計で12,000台の侵害製品を生産販売していたことが判明した。

また、2000年6月、浙江省諸暨市工商行政管理局は、諸暨市の某企業がエンジン上に「LINHAI-YAMAHA」の標識を付したGT125T-A型オートバイを販売しているのを発見した。調査を経て、当該企業は港田摩托車よりこれらオートバイ275台を購入していたことが分かった。その増値税領収書には、均しく「天津港田摩托車販売有限公司領収書専用章」が押捺されていた。港田摩托車販売有限公司（訳注：現在の港田車業。以下「港田摩托車販売」という）は不法に名義を使わせたため、共同被告として民事責任を負うべきである。

さらに、上述の全てのオートバイ製品の説明書に、製造者として港田集団の名があり、また製品合格証にも均しく「天津港田集团公司完成品品質検査合格専用章」が押捺されていた。港田集団は「全国自動車、民用改造車及びオートバイ生産企業及び製品目録」（「目録」）において「GT125T及びGT125T-A型オートバイで、『林海YAMAHA』ブランドのLY152QMIエンジンを使用するもの」という内容を登録しているが、林海ヤマハは「LINHAI-YAMAHA」125型のエンジン生産を行っていない。この部分の内容は虚偽の宣伝であり、市場を攪乱するため、法により削除すべきである。

被告らの侵害行為により原告の被った経済損失は、無形資産損失及び本案の調査費用、出張費用、労務費及び弁護士費用の合計1000万元（第一案）、1200万元（第二案）、800万元（第三案）である。原告は、以下の事項を被告らに請求する。

- (iv) 被告らは、原告の登録商標専用権の侵害行為を即刻停止する。
- (v) 被告らは、原告に対し、その侵害行為で原告の商標専用権にもたらした経済損失1000万元（第一案）、1200万元（第二案）、800万元（第三案）を連帯して賠

償する。

- (vi) 被告らは全国で発行される新聞紙上で原告に対し公開謝罪を行い、悪影響を除去する。
- (vii) 被告天津港田集団公司是「目録」において、「GT 1 2 5 T 及び GT 1 2 5 T-A 型オートバイで、『林海 YAMAHA』ブランドの LY 1 5 2 QMI エンジンを使用するもの」という内容を削除する。
- (viii) 被告らは本案の全ての訴訟費用を負担する。

(2) 原告の提出した証拠

- (i) 中華人民共和国工商局の発行した「YAMAHA」、「VISION」、「FUTURE」の商標登録証、並びに「YAMAHA」が国家重点保護対象の商標であることを示す2000年6月公布の「全国重点商標保護名簿」。
- (ii) 被告の侵害行為を示すオートバイ製品、工商局による行政処分決定書、写真、説明書、増値税領収書など（省略）。
- (iii) 原告の中国合弁会社である南方ヤマハの販売額が減少したことを示す統計表、並びに原告が調査及び侵害行為の制止のために支払った費用の統計。

(3) 被告の抗弁

(a) 被告港田集団の抗弁（第一、二、三案）

当社は、原告が対象としたオートバイを実際に生産、使用、販売したことはなく、製品の説明書にも「LINHAI-YAMAHA」等の記載はない。また、工商部門の行政処罰決定は港田発動機に対し行われたもので、当社は港田発動機の侵害行為を知らなかった。「目録」の申請手続きは、エンジンを購入のため締結した当社と林海ヤマハ間の「工鉦製品売買契約」につき合法的に行ったものである。

(b) 被告港田発動機の抗弁（第一案）

当社は差し押さえられた GT 1 2 5-FB 型、GT 1 2 5 T 型のオートバイを生産していない。また、GT 1 2 5-6 型のオートバイについては、原告が「VISION」の商標権者であるという事実を知らず 50 台を生産したが、販売前に工商局に差し押さえられたため、原告に損害はない。GT 5 0 T-A のエンジンは、原告の授権する企業より購入したもので、その車体のエンジン上に「engine licensed by YAMAHA」と記載するのは合法的である。

(c) 被告港田摩托車の抗弁（第二案）

当社の生産する GT 1 2 5 T、GT 1 2 5 T-A 上に、「LINHAI-YAMAHA」の標識を使用したことはなく、また他の販売商を通じ当社の製品を販売したことはない。当社の製品はすべて港田汽車及び港田

摩托车販売により販売されている。

(d) 被告港田車業販売の抗弁（第二案）

当社が設立後対外的に営業を開始したのは2000年3月であり、営業許可証の登録年次検査日も2000年1月12日である。浙江省諸暨市の某企業は1999年11月より、また江蘇省啓東市の某企業は1999年12月より、「LINHAI-YAMAHA」標識を付したオートバイを販売している。その時点では当社は営業許可証を取得していないため、原告のいう侵害オートバイと当社とは何の関係もない。

(e) 被告港田汽車販売の抗弁（第三案）

当社の販売した「LINHAI-YAMAHA」の標識を付したオートバイは425台のみで、その価値は2,125,000円であり、原告の指摘する12,000台のオートバイを販売するのは不可能である。すでに販売した425台からも利益を得ていない。また「FUTURE」商標の1996年の登録後、原告やその合弁企業は当該商標を使用していないため、当社の「fortune」標識を付すオートバイの販売が原告に実質的損害をもたらしたとは言えない。

(4) 被告の提出した証拠

- (i) 港田発動機及び港田汽車販売を権利侵害者として認定する「天津市工商行政管理局津南分局行政処罰決定書」。
- (ii) 港田発動機と南方摩托株式有限公司が1999年7月27日に締結した、GT50T-A型オートバイに使用するエンジン1111台の契約、及び当該契約履行の証憑。
- (iii) 港田発動機と林海ヤマハの締結した153FM及び1E40FMのエンジンを購入する「工鉦製品売買契約」、及び当該契約の履行を証明する1枚の増値税領収書のファックス。
- (iv) 港田発動機が天津市の某企業より「VISION」の標識のあるガスタンクを購入した際の証明及び荷物発送証明。
- (v) 港田発動機のGT125-6型オートバイ37台が販売前に差し押さえられたことを示す天津市罰則没収統一証憑。

(5) 審理の論点

- (i) 港田発動機のGT125-6型オートバイのガスタンク上に「VISION」標識、またGT50T-A型オートバイの前後に「engine licensed by YAMAHA」と標示する行為が商標権の侵害になるか否か。（第一案）
- (ii) エンジン上に「LINHAI-YAMAHA」との文字を付した港田GT125型のオートバイ完成車を市場で販売する行為につき、港田摩托车による生産、及び「LINHAI-YAMAHA」文

字の使用が、商標権の侵害に当たるか否か。(第二案)

- (iii) 港田自動車販売の行為が商標権侵害行為を構成するか否か、また侵害オートバイを販売した台数。(第三案)
- (iv) 港田集団と港田オートバイ及び港田車業、また港田集団と港田発動機、または港田集団と港田自動車販売が共同侵害行為を構成したか否か。(第一、二、三案)
- (v) 港田集団が「全国自動車、民用改造車及びオートバイ生産企業及び製品目録」において虚偽の宣伝を行ったか否か。(第一、二、三案)
- (vi) ヤマハが本案において請求した賠償額の根拠。(第一、二、三案)

(6) 人民法院の認定事実

原告は1999年3月14日、6月21日、及び1996年9月7日に、それぞれ中華人民共和国国家工商行政管理局にて第12類(オートバイ、オートバイ用ガソリンタンク、陸上車両用エンジン、及びオートバイの部品などを含む)にて「YAMAHA」、「VISION」、「FUTURE」商標を登録した。また、2000年6月、「全国重点商標保護名録」に「YAMAHA」商標が加えられ、その使用が保護される製品はオートバイとされた。

ヤマハはその中国合併の一社である南方ヤマハにおいて125型のオートバイを生産しており、そのZY125型のオートバイのガソリンタンク上に筆記体により「VISION」や「FUTURE」といった商標を使用している。これらのオートバイは2000年広東オートショーで出展されたほか、「摩托车」、「摩托车信息」等の雑誌において紹介され、製品の広告も掲載されていた。

1999年3月、港田発動機は林海ヤマハより125シリーズのオートバイに使用される153FMのエンジンを2000台、50シリーズのオートバイに使用する1E40FMのエンジンを500台購入する「工鉅製品売買契約」を締結したが、当該契約は実際には履行されていない。港田集団は当該契約を根拠として、「目録」においてGT125T、GT125T-A、GT125T-B及びGT50T-A型のオートバイにつき、生産企業は港田集団、エンジンの生産企業は林海ヤマハ、エンジンの商標は「林海YAMAHA」、エンジンの型番はLY152QMI(152FM)、LY1E40QMB(1E40FM)と登録した。

港田発動機は、1999年7月27日に南方摩托株式会社とGT50T-A型オートバイに使用するNF1E40QMBエンジン1111台を購入する売買契約を締結し、当該協議は同年9月21日に全て履行された。当該エンジンのカバーには、鑄造により「engine licensed by YAMAHA」という文字が記されていた。港田発動機はその生産するGT50T-A型オートバイの包装及び車体上に、「engine licensed by YAMAHA」というステッカーを貼った。「YAMAHA」の文字は他の文字の約3倍の大きさであった。

2000年7月18日、原告の通報により、天津市津南区工商局は港田摩托車の工場内で、エンジンカバーに「LINHAI-YAMAHA」の標識を付したGT125型オートバイを発見した。「YAMAHA」の文字は他に比べ約3倍大きい。

港田オートバイ販売は2000年3月23日に、港田摩托車の生産するGT125型オートバイを浙江省の企業に販売した。港田オートバイ販売の登記日は1999年12月9日で、2000年9月2

1日に企業名称を天津港田車業有限公司に変更している。

港田自動車販売は1999年10月より、車体・包装上に、「LINHAI-YAMAHA」の金属標識のほか、筆記体で「fortune」標識が付されたGT125型オートバイを販売した。天津市津南区工商局の調査により、2000年7月18日まで、港田自動車販売は上述の侵害オートバイを425台販売していたとされ、行政処分を受けた。

2000年4月10日、原告代理人は、北京長安公証処にその購入した三台の港田オートバイの公証及び差押えを申請した。差し押さえられた三台のオートバイのうち、GT125T、GT125T-B型オートバイのエンジンカバーには「LINHAI-YAMAHA」の標識が、またGT50T-Aのオートバイには「engine licensed by YAMAHA」のステッカーが付されていた。その使用説明書にも、生産企業として港田集団と港田発動機（第一案）、港田摩托車（第二案）の記載があり、さらに「天津港田集团公司完成品品質検査合格專用章」のある「天津港田摩托合格証」が付されていた。

2000年6月27日、港田発動機は、天津市の企業より、「VISION」の標識のあるGT125-6型のオートバイ用のガスタンク50個を購入した。港田発動機は37台のGT125-6型オートバイのガスタンクに「VISION」の標識を使用した。当該行為につき2000年9月1日、天津市津南区工商局より行政処分を受けた。

以上の事実の証拠は、当事者が法廷において挙証、審問、本院の審査認定を経ている。当事者の主張するその他の事実は、証拠不足のため支持しない。

(7) 判決

第一案判決：

- (i) 港田集団、港田発動機は、「VISION」の商標を付すオートバイ、及び車体の前後にそれぞれ「engine licensed by YAMAHA」の文字を呈したオートバイの生産、販売を即刻停止する。
- (ii) 港田集団と港田発動機は、本判決発効日より15日以内に、ヤマハに対し連帯して本案の損失40万人民元を賠償する。
- (iii) 港田集団は本判決発効日より60日以内に、「目録」中のGT125T、GT125T-A、GT125T-B及びGT50T-A型のオートバイに関し、「エンジンの生産企業は江蘇林海ヤマハ摩托有限公司、エンジンの商標は『林海YAMAHA』、エンジンの型番はLY152QMI（152FM）、LY1E40QMB（1E40FM）である」という内容の変更を申請する。
- (iv) 港田集団は、本判決発効日より60日以内に、「摩托車」誌上でヤマハに対する謝罪声明を掲載し、その声明の内容は本院の認可を得るものとする。期限を過ぎた場合は、本判決書を公告するものとし、掲載費用は港田集団が負担する。
- (v) ヤマハのその他の訴訟請求を棄却する。
- (vi) 案件受理费60,010元のうち、ヤマハが12,002元を負担し、港田集団、港田発動機がそれぞれ24,004元ずつを負担する。

第二案判決

- (i) 港田集団、港田摩托車及び港田車業は、「LINHAI-YAMAHA」の標識を付す GT 1 2 5 シリーズのオートバイの生産、販売を即刻停止する。
- (ii) 港田集団、港田摩托車及び港田車業は、本判決発効より 15 日以内に、ヤマハに対し連帯して本案の損失 30 万人民元を賠償する。
- (iii) ヤマハのその他の訴訟請求を棄却する。
- (iv) 案件受理费 70,010 元のうち、ヤマハが 14,000 元を負担し、港田集団、港田摩托車及び港田車業がそれぞれ 18,760 元ずつを負担する。

第三案判決

- (i) 港田集団、港田汽車販売は、「LINHAI-YAMAHA」標識を付した GT 1 2 5 シリーズのオートバイ、及び「fortune」の標識を付したオートバイの販売を即刻停止する。
- (ii) 港田集団、港田汽車販売は、本判決発効より 15 日以内に、ヤマハに対し連帯して本案の損失 20 万人民元を賠償する。
- (v) ヤマハのその他の訴訟請求を棄却する。
- (iii) 案件受理费 50,010 元のうち、ヤマハが 10,002 元を負担し、港田集団と港田汽車販売がそれぞれ 20,004 元ずつを負担する。

(8) 決理由及び法律適用

原告は中華人民共和国で「YAMAHA」、「VISION」、「FUTURE」商標を登録しており、これらの商標は法の保護を受ける。「YAMAHA」登録商標は、中国市場において長年使用され、公衆の知名度も比較的高く、「工業所有権保護に関するパリ条約」の著名商標（中国語で「馳名商標」）の保護原則に基づいて保護される。港田発動機が、原告に無断でその生産する GT 50T-A 型オートバイの車体の前後に「engine licensed by YAMAHA」のステッカーを貼り、特に「YAMAHA」の文字を故意に大きく記載した行為からは、明らかに中国の消費者に当該製品が「YAMAHA」との何らかの関係があると思わせようとする意図がある。従って、このような表示方法は、明らかに商標権侵害行為を構成する。

「VISION」、「FUTURE」商標は南方ヤマハの生産する ZY 1 2 5 型オートバイに使用されていた。港田発動機がヤマハに無断で、自己の生産する GT 1 2 5 型オートバイ上に、南方ヤマハと同様の方式で「VISION」商標、また「FUTURE」商標と相似する字体により「fortune」という標識を使用する行為は、明らかに原告商標権の侵害である。その製品の説明書や合格証等に港田集団の名称が記載されているため、港田集団も連帯責任を負わなければならない。

北京長安公証処により公証差押えが行われたオートバイ、及び港田摩托車の生産現場を撮影した写真により、江蘇省啓東市及び浙江省諸暨市で発見された「LINHAI-YAMAHA」の標識を付した港田 GT 1 2 5 型オートバイが、港田摩托車の製造によるものであることが証明される。港田摩托車は、実際には林海ヤマハのエンジンを使用しておらず、「LINHAI-YAMAHA」の標識の使用、特にそ

の「YAMAHA」の文字を大きく表示した行為には、明らかに虚偽の標識をもって自己製品がYAMAHAに関係しているという誤解を与える意図がみられる。従って、港田摩托車によるこのような表示行為は、商標権の侵害行為を構成する。なお、港田車業は、上述のオートバイ販売行為につき、その販売行為の免責事由を立証していないため、港田車業と港田摩托車は共同経営者であり、共同で侵害行為を行ったものとみなす。

本案の原告請求にある、港田集団がその製品説明書、製品合格証と「目録」に関連内容を登録した行為が侵害行為を構成するか否かについては、港田発動機は確かに当該エンジンを購入する契約を締結しているが、港田集団と港田発動機が当該契約を履行したという証拠が不十分であるため、「目録」へのエンジンの登録が合法的であるという主張は成立しない。全体的に見ると、港田集団は契約及び製品目録を利用し、「YAMAHA」の商標を使用し、自己製品の宣伝をしたものとみなすべきである。「YAMAHA」商標の知名度からして、港田集団のこのような行為は商標権侵害行為を構成する。

本案の侵害製品の説明書、製品合格証及び「目録」では、均しく港田集団が製造業者とされており、かつ港田集団は単独で生産者の名義により国家管理部門に目録の申請をしているため、港田集団は港田発動機と共同で侵害行為を行ったことが証明される。よって、港田集団は賠償責任を負う。利益を得ていないことを理由に賠償を拒否したが、この主張は成立しない。

原告の請求した賠償額の根拠は、南方ヤマハの販売数量が減少したという統計資料、及び原告が侵害行為の調査及び制止のために支払った関連費用の合計であり、その中には弁護士費用、広告費等も含まれているが、その証拠は提供がなく、証明力に欠ける。被告の侵害行為は、販売額減少の要素の一つとなり得るもので、間接的に原告の合弁企業の出資者たる利益を損害したと認めることもできるが、販売量の増減は市場の様々な影響を受けるものであり、確定的な分析は困難である。また原告が本案のため支払った弁護士費用も、原告提供の資料では、合理的な金額を算定し難い。すでに支払われた広告費用については、本案に関係のないものも含まれている。従って、原告の請求する賠償金額は証拠に欠ける。但し、原告の賠償範囲に関する合理的な主張は、賠償金額を確定する要素として考慮し得る。被告の侵害行為による損害額の確定が困難であることに鑑み、本院は「民法通則」の規定する権利侵害の賠償原則及び公平誠実信義原則に基づき、賠償の合理的な要素及び状況を酌量して賠償金額を確定する。本案の侵害行為は「中華人民共和国商標法」修正の施行前に発生しているため、当時施行されていた「中華人民共和国商標法」第38条（1）、（2）、第39条の規定に基づき、第一審判決を下す。

5. 解説

本案は中国知財訴訟の外国当事者に最高額の賠償金が与えられたケースとして、内外で大きな反響を呼んだ。本案は被告5社に対して三つの訴訟を提起したものであり、その論点多岐にわたる。本稿では、まず商標権侵害の賠償額の認定に的を絞って解説を行いたい。

商標権侵害事件における賠償額の算定については、2001年12月1日より施行の商標法修正により、新たな内容が加えられている。基本的に、賠償額を①権利侵害者が侵害期間において

侵害により獲得した利益、または②侵害期間に被害者が被った損失の、いずれかを基準として算定する点においては旧法と相違ないが、修正では新たに「被侵害者が侵害の制止のため支払った合理的な支出」を賠償額に含めて良いこととされたほか（第56条1項）、賠償額の確定が困難な際には人民法院が情状に応じて賠償額を確定する「法定賠償金」制度が確立された（第56条2項）。また、2002年10月12日公布、同16日施行の「最高人民法院商標民事紛争案件の審理における法律適用に関する若干問題の解釈」では、賠償額の算定基準につき、以下の通り具体的な解釈を行っている。

- (i) 権利者は賠償額の算定において、上述①と②の算定方法を選択することができる。
- (ii) ①の場合は、商品の販売量に当該商品の単位利益を乗じて計算する。単位利益が明らかでないときは、登録商標の商品の単位利益に基づいて算出する（第14条）。
- (iii) ②の場合は、侵害により生じた権利者の商品の販売減少量または侵害商品の販売量に、当該登録商標商品の単位利益を乗じて算出する（第15条）。
- (iv) 「被侵害者が侵害の制止のため支払った合理的な支出」とは、同「解釈」によると、権利者または委託代理人の侵害行為に対する調査、証拠取得を行う合理的費用を含むほか、国の関連規定に合致する範囲で、弁護士費用を賠償範囲に算入することができるとしている（第17条）。
- (v) 以上によっても損害額を確定できないときは、侵害行為の性質、期間、結果、商標の知名度、商標使用許諾費用の金額、商標使用許諾の種類、時間、範囲および侵害行為を制止するための合理的支出等要素を総合的に考慮して、人民法院が50万元以下で決定する（第16条、商標法第56条2項）。

ここでの弁護士費用の賠償額算入に関しては、「国の関係部門の規定に合致する弁護士費用」の示唆する具体的な規定については定かでない。1995年北京高級人民法院のウォルト・ディズニー著作権侵害訴訟において、人民法院は原告ディズニー社の勝訴とするも、原告のアメリカと中国における弁護士代理費用87万元（約1,300万円）については、証拠を提出したにも関わらず全額賠償が認められなかったという例もあり、人民法院より一定の上限が課せられるようである。なお、「法定賠償額」の制度に関しても、人民法院が上に挙げる要素を考慮し適当な賠償額を算定するため先進的、科学的な方法を採用している可能性は低く、また50万元（約725万円）という上限が権利者の損害を十分にカバーできる数字なのかについても疑問が残る。

本案においては、当該侵害行為は商標法修正の施行前であったため、判決文においても旧法に基づき審理することが明言されているが、審理内容を見る限り、商標法修正を参照し、ヤマハの提出した弁護士費用及び侵害の制止のため支払った経費も賠償額算定の一要素として考慮されているようであり、この点は評価に値する。但し、人民法院はヤマハが証拠として提出した南方ヤマハの販売額減少の統計表に対し、販売額の減少は市場の様々な要因の影響を受けるものであるため、確定的な損害額の分析は困難であるとし、「合理的な要素と状況に応じ酌量する」等のあいまいな表現での説明に留めている。ここでは、残念ながら人民法院がいかにして合計3000万元の賠償請求額を90万元まで減額したのかについて、明らかにされていない。

一概に、商標侵害行為により原告の被る損害は、その商品の販売額減少のみならず、その商品に対する商標権者の信用やブランドイメージへの損害等といった、金額の換算が困難な内容を伴う場合が多い。この点につき、先進各国では、商標権者の保護のため、より立証が容易な「侵害者の侵害行為による利益」をもって損害額を推定することが認められており、その証拠取得には裁判所の書類提出命令等が適用される場合もある。

例えば、日本における商標権侵害に係る訴訟の場合、当事者の申立てを受け、裁判所は当事者（被告）に対し、当該侵害行為による損害の計算をするために必要な書類の提出を命ずることができる。これは、商標権の侵害が認められた際に、侵害者が当該商標を付して取引した商品の数量や金額等を明らかにし、損害額の計算を容易にするためである。（但し、侵害訴訟において当事者から申立てがあり、かつ侵害行為の存在が明らかとなった場合に限られる。）

一方、中国の商標関連法には、上述のような制度はいまだ確立されていない。2001年の商標法修正では、賠償額の算定基準である「侵害者の利益」と「被害者の損失」が選択肢として列記されているに過ぎず、その算定に関しては原告の立証に頼らざるを得ない。実務面から見て、原告が被告の侵害商品の販売数量や価格に関わる内部資料を証拠として提出するのは、極めて非現実的であると思われる。民事訴訟手続きの面では、2001年12月21日公布、2002年4月1日施行の「最高人民法院の民事訴訟の証拠に関する若干規定」により、「当事者が客観的原因により自己で証拠を収集できない場合、人民法院に調査収集を申し立てることができる」との規定があり（第3条）、原告が人民法院に対し、被告の侵害による利益に係る証拠につき調査収集を申し立てる可能性も示されている。ただ、賠償額の算定方法として既に「被害者の損失」を選択し、その証拠も存在する状況下で、追加的に「侵害者の利益」についての証拠を求める原告の申立てがどこまで人民法院に受け入れられるかは疑問である。

商標権侵害訴訟の賠償額の算定について、人民法院は他国の実践を参考とし、さらに先進的、科学的な算定基準を設けていく必要があると同時に、より一層権利者の保護を強化するため、民事訴訟法の面でも制度の充実化が図られるべきであろう。

6. 日系企業へのメッセージ

当商標権侵害事件におけるヤマハの勝訴は、中国の商標権侵害に直面する多くの外国企業らを勇気づける結果となった。この勝訴の大きな理由の一つは、ヤマハが中国知的財産権実務における行政・司法両面のエンフォースメントという、いわゆる「ダブルプロテクション」制度を有効に活用し、工商局へのいち早い通報、工商局からの決定書の採取、公証手続き、さらに司法請求というプロセスを手落ちなく辿ってきたことにある。人民法院の権利侵害の賠償額算定に関しては、上述の通り改善点が挙げられるものの、司法の実践を経て少なくとも改善される方向にあると言える。本案件の勝利を中国政府のプロバガンダとして留めさせないために、他企業も行政・司法の両面から積極的にアクションを取るべきである。

以上

【事例】

1. 事件の性質

商標権侵害事件

2. 事件名、争点

事件名：ミネラル・ウォーター商標「武功」事件

争点：商標の類否

3. 書誌的事項

第一審：江西省萍鄉市中級人民法院

原告：武功山天然鉱泉水飲料厂（以下においてはXと略称する）

被告：江西武功山泉鉱泉水有限責任公司（以下においてはYと略称する）

第二審：江西省高級人民法院

上訴人：Y

被上訴人：X

出典：中国法院網 (<http://www.chinacourt.org>)

4. 事件概要

(1) 事実概要：

1991年江西省萍鄉市で設立されたXは、「武功」という文字に「WG」（「武功」の発音をローマ字表記する際の頭文字）の図形を組み合わせた商標について、1993年9月に国家商標局から登録を得た。

ところが、Xの所在する江西省内の最高峰「武功山」が有名なりゾートになるにつれ、「武功山」の名を利用して企業と製品の知名度を高めようとする企業も多く増えてきた。

特に、Yは、従来から使用していた未登録商標「仙源」から、「武功山泉」という文字に「Wugongshangquan」（「武功山泉」の発音のローマ字表記）を組み合わせた商標に変更し、200

1年4月には国家商標局から登録公告を得た。

そして、両企業の規模及びマーケティングの拡大に連れ、当該両企業の商品が同じ地域内で販売されることが多くなってきた。そこで、Xは次の理由に基づきYが商標権を侵害したと主張した。つまり、①Xの登録商標における「W」という図形は、一つの山の峰を表すだけでなく、「山」という字の抽象的な表現でもある。したがって、「武功」という文字と組み合わせられて「武功山」という登録商標を構成する、②Yの登録商標「武功山泉」における「山泉」または「泉」は、ミネラル・ウォーターまたは飲料水を表す名詞にすぎず、商標としての顕著性を有していない。従って、「山泉」または「泉」という字を削除すれば、「武功山泉」という商標は「武功」または「武功山」という商標になる、③結局、Yの商標はXの商標に類似し、Xの商標権を侵害する。

よって、Xは、裁判所に対し、Yによる侵害行為の即時停止、公開謝罪および10万人民元の賠償を命ずるよう求めた。

(2) 被告側の答弁：

上記Xの主張に対し、Yは、商標の類否は商標の外観、称呼、観念という三つの面から検討しなければならないとして以下のように反論した。

まず、外観上、Xの登録商標はあくまでも文字「武功」とアルファベット文字図形「WG」から構成された結合商標であって、決して「武功山」ではない。他方で、Yの登録商標は「武功山泉」という文字に「wugongshanquan」というアルファベット文字を加えた結合商標である。両者は、直感的に大きく区別される。

次いで、称呼については、二音節からなる「武功」と四音節からなる「武功山泉」は区別がつかないとは言えない。

最後に、観念上、Xの商標における「武功」は一般的には武術を表す「武功」と理解されるし、それに「WG」という文字を加えた図形は「山」として理解されにくい。他方で、Yの商標「武功山泉」は武功山から取ったミネラル・ウォーターを表す産地商標である。

(3) 一審判決及び二審判決：

2002年10月25日、第一審裁判所である萍郷市中級人民法院は下記の通り判示した。
すなわち、

- ① 単にXの商標における「W」という図形を見るかぎり、その意味が「山」であるとは言いがたい。しかし、Xの商標における「武功」という文字、「WG」という図形、商標が用いられたミネラル・ウォーターという商品及び商品の産地などを総合的に考慮すれば、相関する消費者はXの商標が「武功山」とであると理解しやすい。
- ② Yの商標「武功山泉」における「泉」はミネラル・ウォーターという商品の特徴を直接表すに過ぎず、商標としての顕著性を欠いている。したがって、商標が「武功山」の観念を生じ

ることは明らかである。すなわち、両登録商標に対し公衆が理解する内容は同じである。

- ③ 商標の基本要素となる外観、称呼、観念という三つの要素うち、一つが類似していて、しかもこの点が商標全体の印象の中で支配的作用を果たしているならば、類似商標を構成することになる。
- ④ YがXの許可を得ずに、同種の商品にXの登録商標と類似する「武功山泉」という商標を使用したのは、登録商標権に対する侵害行為となり、Yは侵害の停止、影響の除去及び損害賠償等の民事責任を負わなければならない。

これに対し、Yは上記一審判決を不服として江西省高級人民法院に上訴した。その結果、2003年4月14日、江西省高級人民法院は下記のように一審判決を覆す判決を下し、これが確定した。

すなわち、

- ① 両商標は文字の字形、称呼、観念および全体構造という四つの面において、明らかに区別されている。たとえ同種商品に用いられたとしても、関係する公衆の注意力を基準として判断すれば混同を招きがたい。
- ② 原審判決は、Xの商標における「武功」という文字及び産地など総合的に考慮してその意味が「武功山」であると認定した。そして、Yの商標における「泉」を無視して、XYの両商標が共に「武功山」を意味していると判断した。たしかに、「武功山泉」における「泉」は当該商品の性状を直接表しているが、商標の類似性を判断する際には、それを簡単に無視して商標の完全性を損なってはならない。なお、原審が「武功」という商標の意味を「武功山」として認定したのは、あまりにも抽象的である。よって、両商標が類似しているとの原審の認定は不正確である。
- ③ いかなる者も「武功山」という山の名称に対して専有権を有しない。
- ④ よって、原判決を取り消し、Xの請求を棄却し、一審及び二審における全部の訴訟費用7020元人民元をXが負担する。

5. 解 説

本件は、山の名前である「武功山」とミネラル・ウォーターまたは飲料水という商品の性状を表す「泉」からなる「武功山泉」という商標が、別の企業の登録商標である「武功」に類似しているか否かを巡って争われた事件である。

ちなみに、そもそも地名を商標として登録することができるか否かについて、中国商標法²は次のような構成を取っている。すなわち、商標としての登録が禁じられる地名は、県レベル以上の「行政区画」の地名または公衆に良く知られている「外国地名」に限られている（商標法10条2

² 中国商標法は1982年8月23日に全人代常務委員会で可決され、1993年2月22日に全人代常務委員会で第一回の修正がなされ、2001年10月27日に全人代常務委員会で第二回の修正がなされた。本文における中国商標法とは第二回修正後のものを指すものとする。

項)。河川、山脈、島等の地理名称は、登録禁止範囲に属していない。ただし、本件に対する第二審判決は、いかなる者も「武功山」という山の名称に対して商標専用権を有しないと判示した。

次に、商品の性状を表す「泉」という文字の登録可否については、中国商標法は次のように示している。すなわち、単に商品の原料、用途、品質等の特徴を直接表す標識は商標としての登録が禁じられている（商標法 11 条）。もっとも、単に商品の特徴を表す「泉」を商標として登録することはできないが、「武功山泉」という文字に「Wugongshanquan」というアルファベット文字と組み合わせられた標識なら、商標として登録することができる。

最後に、Yの商標がXの商標に類似しているか否かについて、二審判決は、「泉」が商品の性状を直接表しているとしても、商標の類否を判断する際にはそれを無視してはならないと示した。その上で、商標の類否を判断する場合には、文字の字形、称呼、観念および全体構造という四つの面から判断しなければならないとした。そして本件では、Yの商標がXの商標に類似しないと認められた。

6. 企業へのメッセージ

本件は、商標の類否に関する事例判決であるが、地理的表示の問題を含む点で興味深いものである。中国においては、その広大な領土と長い歴史から、地理的表示の問題が生起することは稀ではないと想像されるので、本件は一つの例として参考になろう。

以上

【事例】

1. 事件の性質

商標権侵害

2. 事件名、争点

事件名：「蘇中」商標をめぐる紛争

争点：被害者が共同不法行為者の1人とした訴訟上の和解における債務免除の効力が他の共同不法行為者に対しても及ぶか否かについて

3. 書誌的事項

第一審：江蘇省南通市中級人民法院

原告：南通蘇海化工工場

被告：王華富、陳礼龍

出典：中国知的財産局ウェブサイト(<http://www.sipo.org>)

4. 事件概要

(1) 事実概要：

原告は、化学肥料を生産する会社である。1996年、原告は商標局に「蘇中」商標および「S Zと図形マーク」の結合商標を出願し、1996年12月7日に登録された（登録番号：908007号、以下は「係争商標」という）。指定商品は、ニトロチヨーク及び尿酸等である。

2000年10月から、被告王華富は原告の同意を得ずして、係争商標並びに原告の会社名及び住所が表示された原告の包装袋に他社の肥料を入れ替えて、被告陳礼龍にその偽造品を販売することを依頼した。被告陳礼龍は原告の販売員でありながら被告王華富の依頼を受け、「蘇中」ブランドの偽造肥料を17トン販売し、人民元10,900元の利益を獲得した。

消費者のクレームにより原告は偽造品の存在を知った。原告は偽造品のルート及び侵害者の調査を弁護士に依頼した。その結果、消費者の証言により偽造品が被告王華富により生産され、

被告陳礼龍により販売されたことが明らかになった。2001年3月20日、南通市工商行政管理局は、被告王華富及び被告陳礼龍に対して商標権侵害という理由で罰金25,000元の処罰を下した。

2002年3月4日、原告は被告らを相手取り、被告らの行為が原告の商標権を侵害したことを理由にして、江蘇省南通市中級人民法院に訴訟を提起した。原告は(1)被告が原告に対して、名誉毀損による損失として人民元100,000元並びに弁護士費用11,600元及び出張旅費9,782元を支払うこと、(2)被告が本件訴訟の訴訟費用を支払うことを求めた。

(2) 被告側の答弁：

被告王華富は、原告の旧包装袋に他社の肥料を入れたのは事実であるが、その旧包装袋はたまたま友人からもらったものであり、自分が原告の商標を模倣する意図はなかった、と主張した。

一方、被告陳礼龍は、他社の肥料を原告の旧包装袋に入れたのは被告王華富であり、自分は関係ない、と主張した。

(3) 一審判決：

被告王華富は訴訟中に原告と和解したため、原告は王華富に対する部分を取り下げた。被告陳礼龍の部分については江蘇省南通市中級人民法院は、以下の理由で被告らの商標権侵害行為を認め、11,600元の損害賠償を命じた。

- 「1. 被告王華富は、原告の同意がないにもかかわらず、原告の肥料であるかのように装うために、係争商標を表示した包装袋に他社の肥料を入れた。一方、被告陳礼龍は原告の販売員であるにもかかわらず、被告王華富が依頼した偽造品を原告の販売拠点で真正品と一緒に展示販売した。上記の両者の行為は商標権侵害行為に該当するため、原告に損害賠償責任を負うべきである。
2. 両被告は、偽造品の販売により得た利益は一万余元にすぎないため、損害賠償金額もその利益の範囲内に限られるべきだ、と主張した。しかしながら、被告がとった販売方法は原告の販売拠点で真正品と一緒に販売するという悪質な方法であったため、原告が被った被害は被告が得た利益よりもはるかに大きい。従って、被告の不法行為の重大性及び原告が被った被害を総合的に考慮した結果、被告王華富と被告陳礼龍に対しては、連带的に原告への5000元の名誉損失の賠償を命じるべきである。
3. 被告王華富は訴訟期間中に原告と話し合い、原告に5000元を支払い和解に至った。この支払によって原告の名誉損失が填補されたため、被告陳礼龍が本件で負うべき連帯賠償責任も事実上、免除されたと判断せざるを得ない。よって、原告が被告陳礼龍に対する7万元の名誉損失は法律上は認められない。

4. 原告が被告の侵害行為を阻止するために費やした調査費用 8000 元と弁護士訴訟代理費用 3600 元は、被告の不法行為の調査に必要な合理的な費用であるため、被告王華富と被告陳礼龍がこの費用を共同で負担すべきである。
5. 被告王華富が別途原告に支払った 25,000 元賠償金は本件とは関係ないため、本件の判断においては考慮にいれない。
6. 以上のように、本裁判所は、商標法 38 条 1.2 号に基づき (1) 原告の被告陳礼龍に対する 7 万元の名誉損失損害賠償請求を棄却し (2) 被告王華富と被告陳礼龍が共同で原告の調査のために費やした経済損失 11,600 元を賠償することを命ずる。」

(2) 被告らは控訴しなかったため、本件は一審判決で確定された。

5. 解 説

商標侵害の観点から見れば、本件は非常に単純なケースである。商標権者の同意を得ずに、商標権者の商標が表示される包装袋に粗悪品を入れ替える行為は、確実に商標権侵害に該当する。

では、本件は一体どこが注目されるか。それは、被害者が共同不法行為者の一人とした訴訟上の和解における債務免除の効力が他の共同不法行為者に対しても及ぶかどうかという問題である。この問題について、学説では、大きく以下の三つの見解がある。(1) 効力が及ばないとする見解：加害者のいずれも全額賠償の責任を負うため、加害者の一人と被害者との間で訴訟上の和解が成立されるとしても、連帯債務における免除の絶対的効力は適用されず、被害者は和解に参加しない加害者に対して全額賠償を請求することができる；(2) 効力が及ぶとする見解：債務の一体性及び不可分性から考えると、被害者が訴訟上の和解により加害者の一人の債務を免除したことは、和解に参加しない加害者の債務を同時に免除することを意味することである。よって、被害者は和解に参加しない加害者に対して賠償を請求することはできない；

(3) 折衷説：連帯責任になるかどうかは、和解に参加する加害者が実際に賠償した金額により異なる。和解に参加した被害者が賠償した金額が認められるべき賠償金額と同額以上の場合には、和解に参加しなかった加害者の責任も免除されるべきである。

本判決は、判旨 3 のとおり判示して、第 (3) 説の立場をとることを明らかにしたものと解される。

6. 企業へのメッセージ

数人が共同の不法行為によって他人に損害を与えた場合は、連帯してその損害賠償の責に任ずる旨定められている（中国民法通則 130 条）。しかしながら、「連帯責任」ということが如何なる意味を有するのかについては、学説上様々に論じられており、一致した見解がない。被害者が共同不法行為者の一人とした訴訟上の和解における債務免除の効力が他の共同不法行為者に対して

も及ぶかの点についても同様である。本判決は、問題の所在の論点について明確な判断を示した
ものとして重要な意義を有する。しかしながら、類似の案件において、本裁判所の見解が他の裁
判所にも支持されるかどうかは、注目すべきであろう。そして、今後は共同不法行為者の一部と
の和解に際しどのような和解条項を作成すべきかを含めて検討課題となろう。

以上

【事例】商標権侵害紛争事件

1. 事件の性質

商標権侵害行為に対する差止め及び損害賠償請求

2. 事件名、争点

事件名：商標権侵害紛争事件

争点：

- (1) 他人の商標に類似した標章を商品包装の装飾として使用した行為が商標権侵害を構成するか。
- (2) 損害額の認定

3. 書誌の事項

原告：中国薬科大学製薬有限会社

被告：信誼薬厂

第一審：南京市中級人民法院

第二審（終審）：江・省高級人民法院

出典：江・省高級人民法院民事判決書（2003）・民三終字第015号

<http://www.jscourt.gov.cn/>（江・省法院網）

4. 事件概要

(1) 事実概要

訴外中国薬科大学製薬厂は、1996年7月21日、人体用薬（第5類）の商品区分で“Bの変形体”の図形商標（以下「本件B図形商標」という）の登録を受けた。

1997年9月7日、本件B図形商標の登録名義人は、訴外中国薬科大学製薬厂から原告に変更された。原告は、便秘薬の外包装上に本件B図形商標を使用している。

被告は、1994年6月30日、西洋薬の商品区分で“信誼（SINE）”の組合商標の登録を受けた。また、被告は、1994年9月14日、三連活菌軟膏（第5類）の商品区分で“培菲康”商標の登録を受けた。

被告の生産する培菲康製品の包装（外箱）は、底部分が薄黄色であり、正面は上中下の三部分に分かれる。正面の上部には薬品名称と登録商標“培菲康”が表示され、中央部分には緑色の“Bの変形体”に黄色、赤、褐色の三本の彩色線の組合せによる

図形（以下「本件 B 図形」という）が付され、薬品番号及び薬剤の成分に関する説明が表示されている。そして、下部には、生産者が被告であることを示す“信誼（SINE）”商標の表示がなされていた。なお、被告の培菲康製品は 1994 年度上海市級新製品、1995 年度上海市科学技術進歩一等賞、1998 年度上海市ブランド製品、1999 年国家重要新製品として評価されている

原告は、南京市中級人民法院に提訴し、被告は 1999 年以降原告の許諾を経ずに、被告の培菲康製品の包装（外箱）上に本件 B 図形商標と完全に同一の図案である本件 B 図形を使用して原告の商標権を侵害しているとして、本件 B 図形の使用停止及び公開謝罪並びに 200 万人民元の損害賠償及び弁護士費用等の支払いを求めた。

（2） 被告の答弁

被告は、1993 年から培菲康製品の包装箱上に本件 B 図形を使用しており、先使用権を有している。これにより原告の本件 B 図形商標登録後の継続使用は原告の商標権侵害を構成しない。また、原告が主張する 200 万人民元の損害賠償は根拠がない。

（3） 一審判決の認定

南京市中級人民法院は以下のとおり判示した。

- ① 被告による本件 B 図形の使用は、培菲康製品の装飾として使用したものであり、(被告の) 未登録商標として使用したのではない。
- ② 被告は、本件 B 図形商標の登録前から本件 B 図形を培菲康製品の装飾として使用していたことを証明しておらず、被告が本件 B 図形について著作権を有することを証明する十分な証拠も提出していない。また、被告は、1996 年 7 月以前に培菲康製品が周知商品であったことも証明していない。従って、被告の先使用権の抗弁は成立しない。
- ③ 被告の培菲康製品は、本件 B 図形商標が使用されている人体用薬（第 5 類）の範囲に属する商品である。本件 B 図形の構成は培菲康製品の包装装飾図形の主要部分であり、本件 B 図形商標と対比すると、形状が類似しているのみならず、彩色も同一である。培菲康製品の包装装飾全体から観察してみても関連する公衆がこれらを区別することは困難であり、培菲康製品の出所の誤認を生じさせ、又は原被告間に特別な関係が存在すると認識させる可能性がある。
本件 B 図形を自己の商品の包装上に突出した形で使用し、関連する公衆に商品の出所の誤認混同又は特定の連想を生じさせた被告の行為は、原告の商標権侵害を構成する。
- ④ 被告が培菲康製品を生産販売したことによる利潤及び原告がこれにより被った損害を認定することは困難であるから、被告の主観的過失の程度、権利侵害行為の性質、期間、結果及び被告の近年の売上げ等を斟酌して被告の負担すべき賠償額を確定する。
- ⑤ 以上に基づき、民法通則第 118 条、第 134 条第 1、7、10 項、商標法第 31

条、第52条第5項、第53条、第56条、商標法実施条例第50条第1項、民事訴訟法第64条、最高人民法院商標民事紛争案件の法律的適用の問題に関する規定第16条第1項、第2項の規定に従い、被告に、侵害行為の停止、公開謝罪、原告の被った経済的損失50万人民元の賠償を命じた。そして、約2万人民元の訴訟費用のうち、5千人民元を原告の負担とし、1万5千人民元を被告の負担とした。

(4) 二審判決

第一審の判決を維持し、控訴を棄却した。

5. 解説

商標法第38条は、権利侵害に該当する行為として、①同一又は類似商品について侵害商標を使用する行為（同法同条第1項）、②侵害商品の販売行為（同法同条第2項）、③他人の商標標識の偽造又無断製造及びそれらの販売行為（同法同条第3項）、④他人の登録商標の取り替え及び取り替えた商標にかかる商品の販売行為（同法同条第4項）、⑤他人の商標権にその他の損害を与える行為（同法同条第5項）を列挙している。

そして、商標法実施条例第50条は、同一又は類似の商品に、他人の登録商標と同一又は類似の標章を商品名称又は商品装飾として使用し、かつ公衆に誤認を生じさせる場合を、商標法第38条第5項にいう商標権侵害行為として規定している。

商標法上、「商品装飾」という概念については定義されていないが、不正競争防止法において保護の対象とされる周知商品の「装飾」の定義については、「商品を識別させ、美化させるために、商品又は包装に付加される文字、デザイン、色彩及びそれらの組合せをいう」とされており³、商標法上の「商品装飾」の定義についても、実務的にはほぼ同様の理解がされているようである⁴。

中国では医薬品について、商標登録強制制度を実施しており、医薬品については登録商標を使用しなければならない。

本件では、被告の培菲康製品の包装（外箱）には、被告の“信誼（SINE）”商標が表示されているだけでなく、当該医薬品の特有名称として登録された被告の“培菲康”商標が表示されており、被告によるB図形の使用は商標法第38条第1項に規定される商標の使用とは言い難い。しかしながら、B図形は本件B図形商標と類似し、かつ同一又は類似の商品の装飾として使用され、関連する公衆に誤認を生じさせるとして商標法第38条第5条に規定されるその他の商標権侵害行為を構成するとされた。

³ 《周知商品の特有の名称、包装、装飾の模倣による不正競争行為の禁止に関する規定》第3条、1995年7月6日国家工商行政管理总局令

⁴ ①「改正中国商標法」、岩井智子著、経済産業調査会発行、184頁～186頁

②「他人の登録商標を商品包装、装飾として使用する行為の侵害認定」、吳穎、黃煒、沈兵著、知識産権2003年第6期38頁～42頁

被告は、本件 B 図形商標登録以前から、B 図形について著作権を有し、又は B 図形は培菲康製品特有の包装装飾として周知であり、被告は先使用权を有する旨を主張したが、当該主張については立証が不十分であるとして支持されなかった。

1 審及び 2 審における証拠の採否を検討すると、被告は、本件 B 図形商標の商標登録前から本件 B 図形を培菲康製品の装飾として使用していたことを立証する証拠として、包装箱の印刷を依頼した工場との間の契約書を提出していたが、双方の代表者の署名押印がなかったため、証拠能力を有しないものとして採用されなかった（被告は 2 審において、署名押印を補充した書証を提出したが挙証時期に遅れた提出であるとして採用されていない）。また、被告は、B 図形について著作権を有することを証明する証拠として、訴外許垂明の署名が付された B 図形の設計図を提出していたが、図面上作成時期の記載がなく、また設計図に署名している訴外許垂明と被告との関係を明らかにする証拠が提出されていないことから、被告の著作権の立証は不十分であるとして排斥された。

また、損害賠償額の算定に関しては、商標法第 5 6 条第 2 項は、侵害者が侵害により得た利益、又は被侵害者が侵害を被ったことにより受けた損失を確定することが困難であるときは、人民法院が侵害行為の情状により 50 万人民元以下の損害賠償額を支払うべきとの判決を下すと定めている。本件では、損失の確定が困難であるとして、同条項に基づき上限の 50 万元の損害賠償額が認められた。

6. 企業へのメッセージ

本件と同様に、他人の商標の商品装飾への利用が商標権侵害と認定された事案として、日本オリンパス光学工業株式会社が、カメラに 2000 年龍年を示すために「千禧龍」の標章を装飾した行為について、商品装飾としての使用であり、かつ関連する公衆に誤認混同を生じさせるもので、商標権侵害行為に該当するとした北京高級人民法院の判決がある。

本件判決や上述の事案において問題になったように、中国での商品の販売については、その装飾についても、「商標としての使用ではない」という抗弁が認められないので、他人の商標権侵害を惹起しないよう留意する必要がある。

また、本件では、被告側の証拠不足、不備により抗弁主張の前提となる事実の立証が困難な状況にあった。日常業務において、商品や商品包装等についての契約関係の管理がひいては紛争時の重要な防御方法となることを示した事例といえる。将来の紛争を想定した十分な契約管理が望まれることについては日本においても同様であるが、中国の裁判については審理期間が比較的短く被告側の準備期間に限りがあること、証拠の出所等や形式について双方ともに積極的に争うことが少なくない上、特に形式上の不備は証拠の採否に大きく影響することからすれば、より一層の注意が必要である。

以上

【事例】

1. 事件の性質

商標権侵害

2. 事件名、争点

事件名：北京味全の「味全」商標をめぐる商標権侵害事件

争点：商標権と意匠権の抵触について

3. 書誌的事項

第一審：温州市中級人民法院

原告：台湾味全食品股份有限公司（以下は、「台湾味全」という）

：北京味全食品有限公司（以下は、「北京味全」という）

被告：浙江省蒼南県味全乳品有限公司（以下は、「蒼南味全」という）

出典：中華人民共和国国家知識産権局 (<http://www.sipo.gov.cn>)

4. 事件概要

(1) 事実概要

1991年7月、台湾味全は中国において「味全」という商標を出願し、登録された（商標登録番号：559606）。指定商品は粉乳等である。1992年11月、台湾味全と北京味全は「味全」商標に関するライセンス契約を締結し、これにより北京味全は中国における「味全」商標の独占使用権を取得した。北京味全が製造販売する商品に「味全」商標は使用されている。「味全」商品は、中国の各大中都市で販売され、多くの賞を獲得したため、消費者が熟知する知名商品になった。

2000年12月以来、北京味全は各地の消費者から「特売の商品の品質が悪い」というクレームを受けた。調査した結果、クレームの対象は北京味全の商品でなく、蒼南味全の粉乳商品であることが明らかになった。蒼南味全粉乳の包装には拡大した「味全」の文字が使用されているため、消費者は誤解した。なお、蒼南味全粉乳の商品は北京味全の商品の半額以下で販売されたが、蒼南味全の粉乳の品質は悪く、中国品質監視局の不良品ブラックリストに掲載されていた。

蒼南味全が粗悪な粉乳商品の包装に「味全」文字を使用した行為は、台湾味全及び北京味全の

「味全」商標専用権を侵害し、「味全」商品のブランドを傷付け、消費者に誤認混同を与えたと主張し、2001年3月23日、台湾味全及び北京味全は、温州市中級人民法院に対し、商標権侵害及び不正競争に該当するとして、蒼南味全を相手どり、民事訴訟を提起した。台湾味全及び北京味全は(i) 蒼南味全が「味全」商標を使用した製品の製造販売を停止し；(ii) 現有の「味全」商標を使用した製品及びその包装材料を焼却処分し；(iii) 50万円の損害賠償金を支払い；かつ(iv) 訴訟費用を負担するよう求めた。

(2) 被告側の答弁

- ① 蒼南味全は、2000年9月30日に蒼南県工商行政管理局の許可を得て設立された会社である。従って、蒼南味全は自社の商品に工場名の「味全」を使用したのは善意で適法な行為である。
- ② 蒼南味全は、台湾味全と北京味全両社のこと及び両社が「味全」商標を出願したことを知らなかった。また、「味全」文字を使用した包装はすでに中国で意匠権（中国語では、「外観設計専利権」といわれる）を取得した（意匠権登録番号：CN3200704D及びCN3200705D）ので、蒼南味全が「味全」文字を使用した行為は専利法により保護される。

(3) 一審判決

北京味全食品が指摘した侵害事実について、裁判官は下記の通り判示した。

- ① 台湾味全の「味全」商標は中国に適法に登録されたものなので、当該商標は中国の商標法により保護されている。従って、台湾味全及び北京味全は「味全」商標の侵害者に対して商標法に基づいて権利を主張することができる。
- ② 蒼南味全は「味全」文字が含まれる包装の意匠権をもっているものの、こうした権利の出願日は台湾味全の「味全」商標の初歩審理公告日より遅れたので、「国家工商行政管理局の商標専用権及び外観設計専利権の抵触問題の処理に関する意見」第2条によれば、台湾味全の商標権は蒼南味全の意匠権より優先的に保護される。
- ③ 双方の提出証拠からみれば、蒼南味全が自社商品の包装に「味全」商標を拡大して使用した行為は、関連公衆の誤認を招いたと判断すべきである。

以上の理由に基づき、温州市中級人民法院は蒼南味全に対し、(i) 「味全」商標を使用した製品の製造販売を停止し；(ii) 現有の「味全」商標を使用した製品及びその包装材料を焼却し；(iii) 台湾味全及び北京味全に5万円の損害賠償金を支払い；かつ(iv) 訴訟費用を負担するよう命じた。

(4) 上訴

温州市中級人民法院の判決に対して蒼南味全が上訴したか否かについては、関連記事がないため、不明である。

5. 解説

本件は商標権と意匠権が抵触した紛争である。意匠は、物品の斬新なデザインが保護対象となる。商標権は、商品とサービスに関する文字、図形、記号やこれらの組み合わせ、またはこれと色彩との組み合わせについての権利である。この二つの権利は保護の対象を異にするものであるが、商標の使用の態様によっては両者が抵触する場合が生ずることが考えられる。例えば、登録意匠となっている商品の設計が同時に立体商標として商標登録されている場合には、新たに立体商標の商標権と意匠権が抵触する場合も生じ得ることとなる。

商標権と意匠権の優先順位は、「国家工商行政管理总局の商標専用権及び外観設計専利権の抵触問題の処理に関する意見」に定められる。当該意見は、下記の二つの適用原則を示している。

- ① 商標権及び意匠権の取得は、民法通則の誠実使用原則に従うべきであり、他人の先願権利を侵害してはならない。
- ② 商標権の初歩審理公告日が意匠権の出願日より早い場合、当該意匠権が取消されまたは無効宣告される前であっても、工商行政管理機関は商標法に従い、商標権侵害案件として処理することができる。

上記の意見には、意匠権も商標権も権利の取得が誠実と信用という原則に基づくこと強調している。従って、他人が所有する先願権を害してはならず、不正な手段により、他人がすでに使用し一定の影響力を有している権利の登録はしてはならないということになる。

温州市中級人民法院は、上記の通知を引用し、台湾味全と北京味全の商標権が蒼南味全の意匠権より優先するとの結論を下した。

本件のもう一つポイントは不正競争である。中国においては、無許諾で他人の商標、著名商品特有の名称等を使用し、または著名商品に類似する名称等を使用して、他人の著名商品と混同させ、顧客にその著名商品と誤認させた場合、不正競争として（中国反不正当竞争法第5条）、侵害者は被侵害者に対し、損害賠償責任を負い、被侵害者は裁判所に訴えを提起することができる（反不正当竞争法第20条）。本件では、蒼南味全が無許諾で「味全」商標を使用し、消費者に蒼南味全の商品を台湾味全の商品と誤認させたため、蒼南味全の「味全」文字を使用することは、台湾味全の商標権を侵害するのみならず、不正競争行為にも該当することになる。

6. 企業へのメッセージ

中国の場合、法律の条文だけでは処理できない問題については、本件で適用された「国家工商行政管理总局の商標専用権及び外観設計専利権の抵触問題の処理に関する意見」のように、行政機関

や司法機関による解釈通知や意見に従って処理されることが多い。したがって、中国では、実務的には、まずこれらの通知や意見を徹底的にサーチすることが必須となる。知的財産権の分野においても、随時、様々な通知や意見が出されるので、これらを定期的にウォッチしておくことが望ましい。

以上

【事例】

1. 事件の性質

氏名権及び商標権をめぐる紛争

2. 事件名

事件名：「李福寿」商標権をめぐる紛争

3. 書誌的事項

第一審：北京市第一中級人民法院

原告：李久生等五人（以下、「原告」という）

被告：李福寿筆業有限会社（以下、「被告」という）

出典：中国国家知識産権局 (<http://www.sipo.gov.cn/sipo/ywdt/yazz>)

4. 事件概要

(1) 事実概要：

李福寿は1906年生まれ、本名は「李星三」であった。李星三は14歳に李福寿毛筆店で見習い、店長まで昇進した。李星三の毛筆製造技術は優れていたため、製筆職人として有名になった。そして、李福寿毛筆店も李星三がいたおかげで有名な毛筆店になった。そのため、李星三が「李福寿」という別名を名乗るようになり、「李福寿」という名前で世間に知られ、1966年に亡くなった。

1954年、李福寿毛筆店は北京第二製筆社と合併した。その後、北京第二製筆社が北京製筆社に改名した。1983年、北京第二製筆社は国家商標局に「李福寿」商標を出願し登録した。2001年、北京第二製筆社は「北京李福寿筆業有限会社」に改名した。

2002年8月、原告（李星三の相続人）は被告が原告の同意を得ずに李福寿の名前を社名及び商標として登録したのが李福寿の氏名権を侵害したということを理由にして被告に侵害行為を停止し、経済損害60万元と慰謝料10万元を支払い、かつ訴訟費用を負担するよう求め、北京市第一中級人民法院に訴訟を提起した。

(2) 被告側の答弁：

①被告は、北京市工商行政管理局の許可を得て設立された会社である。従って、被告は自社の商

品に会社名である「李福寿」を使用したのは善意で適法な行為である。

②被告の「李福寿」商標はすでに中国で商標権利を取得した（登録番号：CN3200704D 及び CN3200705D）ので、被告が「李福寿」文字を使用した行為は商標法により保護される。

(3) 判決：

北京市第一人民法院は以下の理由で、原告の請求を棄却した。

①氏名権は一身専属的な権利義務で、相続の対象にならない。本件では、李福寿の氏名権は李福寿（李星三）だけがその権利を享受できる。李福寿は1966年8月27日に死亡したため、その氏名権は李福寿の死亡とともに消滅した。従って、原告は李福寿の氏名権を相続することができない。

②北京第二製筆社が「北京李福寿筆業有限会社」に改名したことは北京市工商行政管理局の審査を経て許可を得たため、適法である。

③慰謝料について、被告の改名や商標登録行為が、「李福寿」という姓名を侮辱や誹謗したり、社会公共利益を侵害していないため、原告の名誉が被告の改名や商標登録行為により毀損されたというわけではない。よって、原告の慰謝料請求は根拠がない。

(4) 上訴

北京市第二中級人民法院の判決に対して原告が上訴したか否かについては、関連記事がないため、不明である。

5. 解説

(1) 氏名権

氏名権とは、自然人が、自己の氏名を決定、使用及び規定に従い変更する権利である。自然人の氏名権は、法による保護を受ける。自然人の氏名に対する他人による干渉、盗用、詐称または侮辱、貶めが禁止されている（中国民法通則99条1項）。中国では、「字」（アザナ）という別名があって、会話で本名を呼ばずに別名で呼ぶのもしばしばみられる。特に、有名な人になると別名で呼ばれることが多い。たとえば諸葛亮なら孔明、劉備なら玄德。こういう有名人の氏名権の保護範囲は、勿論本名にとどまらず、別名も含まれている。本件では、李星三は、「李福寿」で世間に知られていたため、「李福寿」という別名も保護される。氏名権が侵害される場合には、被害者は加害者に対して侵害の停止、名誉の回復、影響の除去および謝罪を請求する権利を有し、かつ、損失の賠償を請求することができる（中華人民共和国民法通則第120条第1項）。

(2) 姓名の商標登録

中国商標法第31条に、「既に存在している先行権利を侵害してはならない」ということを、商標登録、更に商標使用の要件としている。登録商標に対抗できる「先行権利」は、その権利について協議には明確に規定されていないが、中国に於いては、本人の同意がなければ、当該者の姓名を自己の商標として出願し登録することができないものと解されている。しかしながら、フルネームではなく「名字」のみの場合には、有名人の名字と重なっても、商標